

Disclosure 2026

JA三重信連の現況

CONTENTS

ごあいさつ	2
-------	---

経営

JAグループ・JAバンクの概要	3
経営理念・経営計画	5
令和7年度業績の概要	7
農業振興への取組み	9
環境・社会課題への取組み	11
地域貢献への取組み	12
業務の適正を確保するための体制	18
コンプライアンス	20
リスク管理	24
貸出業務運営	26

事業

主要業務の概要	28
主な取扱商品	29

組織体制

組織・機構図	31
当会のあゆみ	34

資料編

資料編目次	35
決算の状況	36
損益の状況	53
事業の概況	55
経営諸指標	64
自己資本の充実の状況	65
役員等の報酬体系	89

本誌は、農業協同組合法第54条の3にもとづいて作成したディスクロージャー誌です。
金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。また、「農業振興への取組み」、
「環境・社会課題への取組み」および「地域貢献への取組み」のページにおいては、該当
する“SDGs17の目標”のアイコンを表示しています。



代表理事理事長
内藤 真毅

経営管理委員会会長
谷口 俊二

ごあいさつ

皆さまには、平素より三重県信用農業協同組合連合会(JA三重信連)をご利用、お引き立ていただき誠にありがとうございます。

当会は、昭和23年の設立以来、県下JAの信用事業運営を支援するとともに、県内農業の振興ならびに地域の活性化に向けて取り組んでまいりました。

本誌は、私どもの経営方針や最近の業績・経営内容などを、地域の皆さまにご案内するために作成したものです。ご高覧いただき、当会に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

さて、令和7年度の国内経済は、物価高に対する価格転嫁の進展や底堅い設備投資に支えられ、企業収益は堅調に推移し、景気を下支えしました。一方で、物価上昇の長期化により実質賃金の改善が遅れ、個人消費は持ち直しに力強さを欠く展開となりました。金融政策では、日銀の金融正常化に向けた動きが進み、こうした金利環境の変化が企業・個人の資金需要に影響を及ぼしつつあり、景気の先行きには不透明感が残りました。

国内農業においては、生産資材価格の高止まりや担い手不足の深刻化により、厳しい経営環境が続きました。加えて、需給の逼迫や流通の目詰まり等を背景に米価が高水準で推移し、流通現場や消費者にも大きな影響が及びました。こうした状況を受け、食料供給の安定確保の重要性が改めて認識されるなか、スマート農業の導入が進み、先端技術を活用した生産性向上や省力化の取組みが広がりました。さらに、気候変動への対応や環境負荷の低減が重要課題となるなか、脱炭素化への取組みが広がるなど、持続可能な農業の実現に向けた取組みも着実に進みました。

このような情勢のもと当会は、食農分野での金融仲介機能のさらなる発揮、JAの顧客基盤および経営基盤強化に向けた指導支援の高度化等を重点取組事項に掲げた中期経営計画（令和7年度～令和9年度）にもとづき、JAバンクの存在感発揮と地域農業や地域振興への貢献に向けて、金融商品・サービスの提供に注力してまいりました。

今後も、県下JAとともにお客さまの利便性の向上に取り組みながら、県内農業をはじめとする地域産業発展に向けて全力を傾ける所存でございますので、皆さまの一層のご支援・お引き立てを賜りますよう心よりお願い申し上げます。

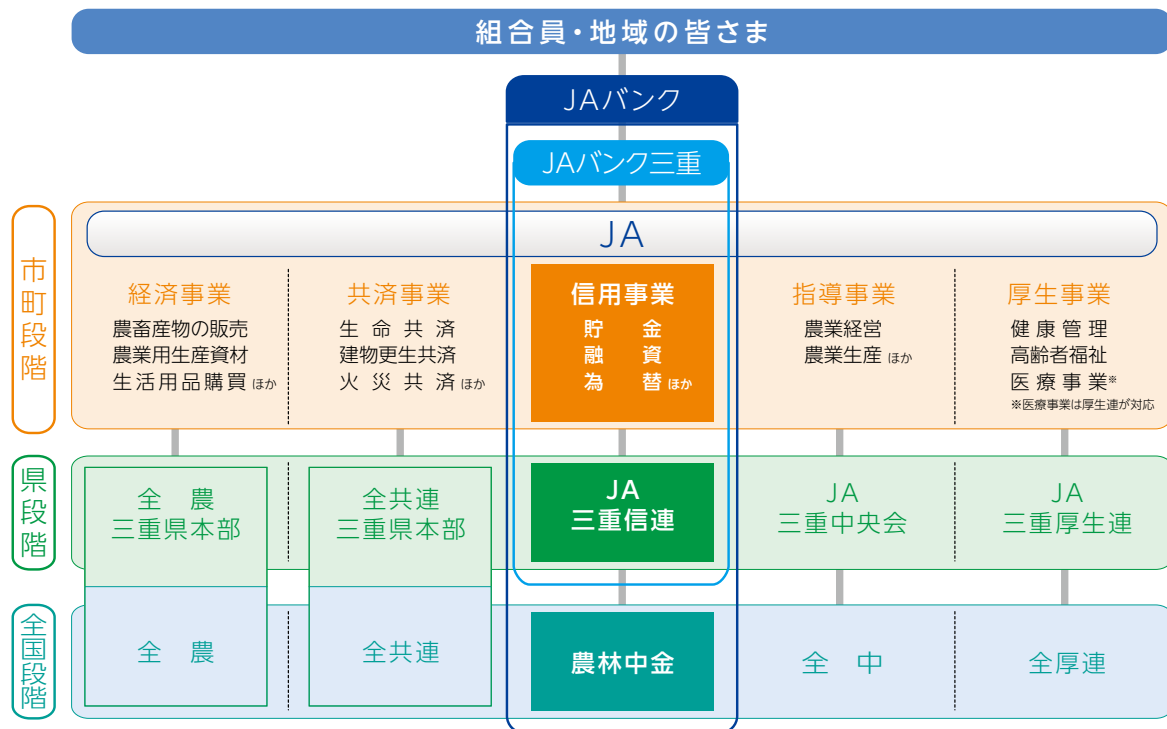
令和8年7月

JAグループ・JAバンクの概要

JAグループの事業および組織構成

JAグループは、農産物の集荷・販売や生産資材などの供給を行う「経済事業」、共済（保険）業務を行う「共済事業」、貯金や貸出等の業務を行う「信用事業」、各地域で農業者の皆さまに対する農業経営の改善などの指導を行う「指導事業」などさまざまな事業を総合的に取り扱うJA（農業協同組合）と、それぞれの事業を専門的に取り扱う県段階組織と全国段階組織により、構成しています。

このうち、JAの信用事業部門と都道府県段階の「信用農業協同組合連合会（＝信連）」および全国段階の「農林中央金庫（＝農林中金）」とで構成するグループの総称を「JAバンク」といいます。



JAバンク三重のネットワーク

（令和8年4月現在）

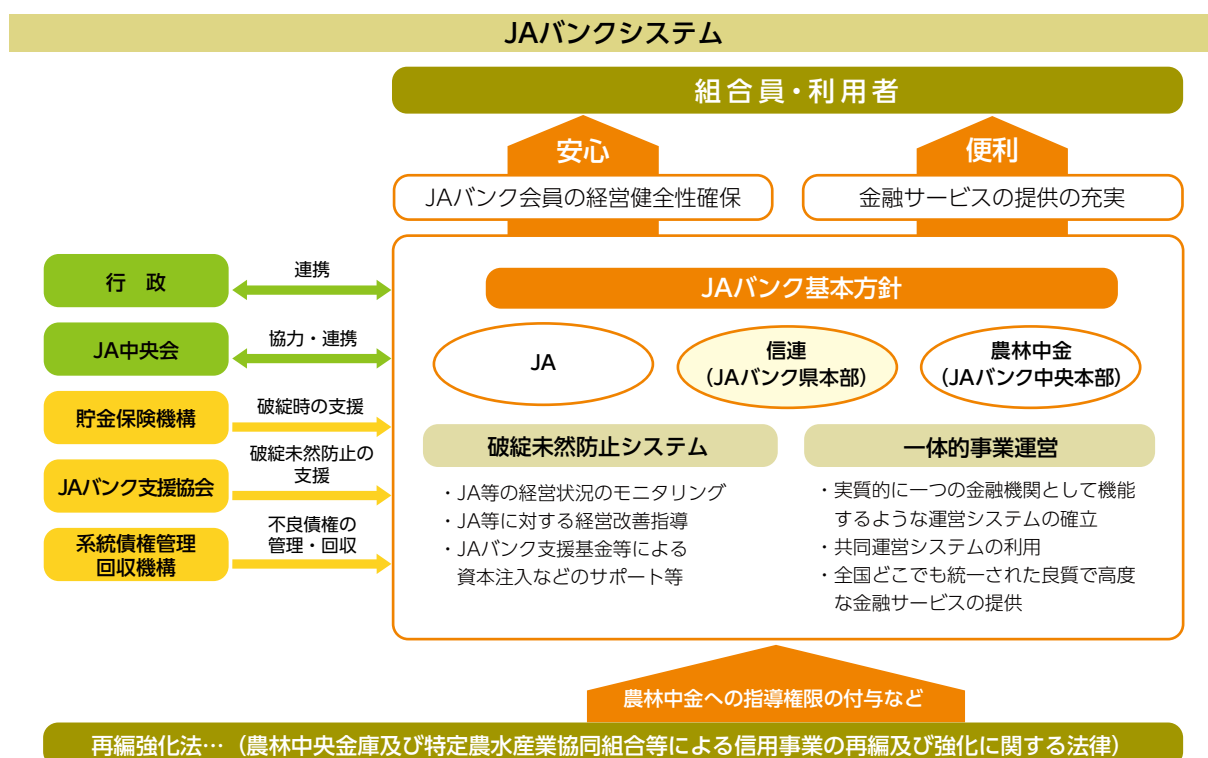


JA名	管轄地域
みえきた	桑名市、いなべ市、四日市市、木曽岬町、東員町、川越町、朝日町、菰野町
鈴鹿	鈴鹿市、亀山市、四日市市鹿間町・和無田町
津安芸	津市（旧津市、旧安濃町、旧芸濃町、旧河芸町、旧美里村）
みえなか	津市（旧久居市、旧一志町、旧白山町、旧香良洲町、旧美杉村）、松阪市
多気郡	明和町、多気町、大台町
伊勢	伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町、紀北町、御浜町、紀宝町
いがふるさと	伊賀市、名張市
三重信連	三重県全域

■ JAバンクシステム

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「JAバンク基本方針」にもとづき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

この「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



■ JAバンク・セーフティーネット

JAバンクでは、皆さまの大切な貯金をお守りするため、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティーネット」を構築しています。この仕組みにより、組合員・利用者の皆さまに、安心をお届けします。

破綻未然防止システム

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するための制度です。具体的には、JAの経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、「JAバンク支援基金」等を活用し、JAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。



貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。この制度は、銀行・信金・信組・労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

経営理念・経営計画

JAグループは、利潤の追求を第一義とする株式会社ではなく、人々が連帯し助け合う「相互扶助」の精神のもと、農家をはじめとする地域の組合員が協同して事業や活動をすることで、一人ひとりの活動では得られない充実した経済的・文化的利益を得ることを第一の目的とする“協同組合”組織です。

当会は、JAグループの一員として、県内各地域にあるJAの信用事業における県域本部機能を担うとともに、自らも農業・地域金融機関として金融サービスを提供する事業を行っています。

■ 経営理念

1. 当会は、「農と食」を基軸とした金融仲介機能を十全発揮し、県内農業の発展と環境・地域社会の課題解決に貢献します。
2. 当会は、県下JAの持続可能な経営基盤の確立および地域における存在価値の向上をJAバンクの県域本部として力強く先導します。
3. 当会は、創意工夫と変革をもっていかなる環境変化にも適応し、健全かつ適切な事業運営に徹します。
4. 当会は、職員一人ひとりの挑戦と成長を促し、能力を十分に発揮できる働きがいのある職場をつくります。

■ 中期経営計画

当会は、次の事項を基本方針および重点取組事項とする「中期経営計画（令和7年度～令和9年度）」を策定し、その実現・実践に取り組んでいます。

【基本方針】

- 食農分野での金融仲介機能のさらなる発揮
- JAの顧客基盤および経営基盤強化に向けた指導支援の高度化
- 持続可能な本会経営の実現
- 事業戦略を支える経営基盤の強化

【重点取組事項】

- 食農分野での金融仲介機能のさらなる発揮
農業金融機関として、農業者の成長や地域農業の発展に向け、地域農業と食農関連企業との懸け橋となる役割を発揮するとともに、事業者の経営課題解決に向けた付加価値の高い支援・サービスの提供を通じ、これまで以上の金融仲介機能の発揮に取り組めます。
- JAの顧客基盤および経営基盤強化に向けた指導支援の高度化
専門性の高い相談機能を発揮し、次代につながるJA顧客基盤の形成、貯金の伸長および持続可能な経営基盤の確立に資する指導支援に取り組めます。
- 持続可能な本会経営の実現
県下JAへの安定還元をはじめ収益・機能両面での還元機能を十全に果たすべく、持続可能な収益性と将来にわたる経営健全性の確保に向けた内部管理態勢の強化等に取り組めます。
- 事業戦略を支える経営基盤の強化
事業戦略の実効性を高めるため、専門性を蓄積・発揮し得る体制の構築や会内業務のさらなる効率化と人的資本投資に取り組めます。

■ JAバンク三重中期戦略

JAバンク三重は、次の事項を基本方針および重点実践事項とする「JAバンク三重中期戦略（令和7年度～令和9年度）」を策定し、その実現・実践に取り組んでいます。

【基本方針】

- 食農バリューチェーンの拡充と出向く活動を通じた金融仲介機能の発揮により、メイン強化先とのつながりを強化する。
- 組合員・利用者のライフデザインや多様なニーズにしっかりと応える提案・相談活動の実践と事業運営態勢の強化を通じ、“次代につながる顧客基盤の形成”に取り組む。

【重点実践事項】

- メイン強化先との“つながり強化”に向けた「出向く活動の実践」と「金融仲介機能の発揮」
- 食農バリューチェーンの拡充に向けた取組徹底
- 大口高齢者の資産流出防止に向けた取組強化
- 次世代層の囲い込みに向けた取組強化

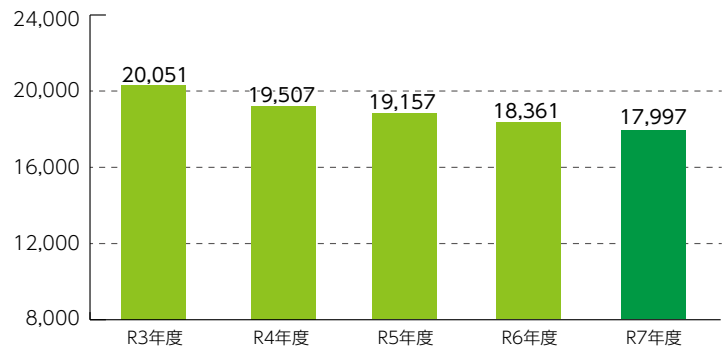
令和7年度業績の概要

■ 貯金残高

JAの自己運用残高の増加にともない前期比364億円減少し、1兆7,997億円となりました。

〈貯金残高の推移〉

(単位：億円)

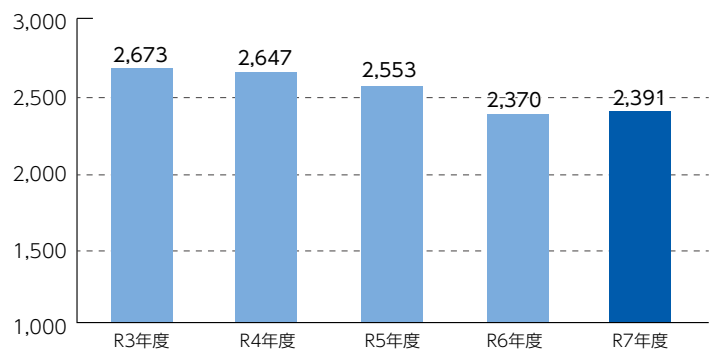


■ 貸出金残高

食農関連企業や県内優良企業等に対する貸付の増加により、前期比20億円増加し、2,391億円となりました。

〈貸出金残高の推移〉

(単位：億円)

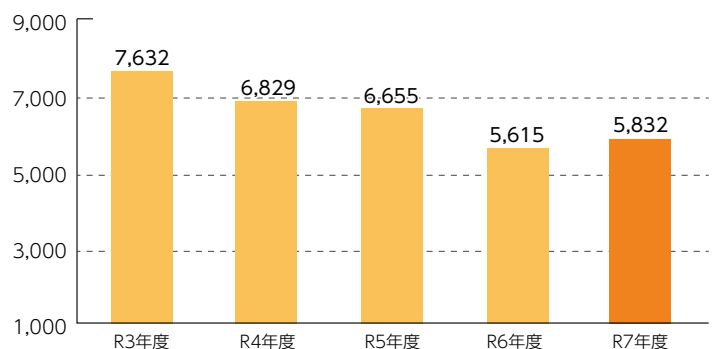


■ 有価証券残高

低利回り債券の売却を進める一方、インカム収益の増加に向けて国債等を購入したことにより、前期比216億円増加し、5,832億円となりました。

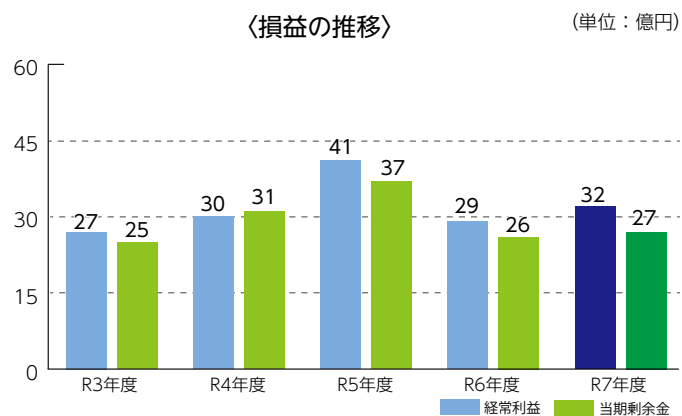
〈有価証券残高の推移〉

(単位：億円)



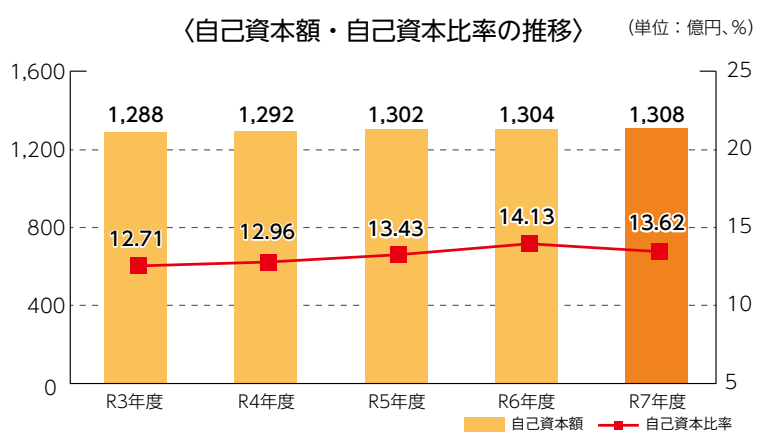
■ 損益

貸出金利息や有価証券運用益等が増加した結果、経常利益は前期比3億円増加し、32億円、当期剰余金は前期比0.4億円増加し、27億円となりました。



■ 自己資本額・自己資本比率

自己資本額が前期比で増加し、1,308億円となりましたが、運用資産のリスク・アセットが増加した結果、自己資本比率は前期比0.51ポイント低下の13.62%となりました。



農業振興への取り組み

JAバンク三重は、JAグループの一員として、「農業生産の拡大」「農業者の所得増大」の実現に向けて、金融・非金融の両面から、地域農業の振興に資する取り組みを行っています。

▶ 地域農業の発展への取り組み

● 担い手のニーズに応えるための体制整備

JAバンク三重では、資材価格高騰等の影響を受ける担い手の皆さまが安心して事業を継続できるよう、“担い手金融リーダー”を中心に、農業資金の融通はもとより、公的支援制度や販路拡大先のご紹介、事業承継や法人化への相談対応などの担い手の経営ニーズにあわせた各種支援策に積極的に取り組んでいます。

また、農業者の課題解決に向けた相談対応力を強化するため、“JAバンク農業金融プランナー”や“農業経営アドバイザー”の資格取得を進めており、令和7年度末時点での有資格者数は168名となりました。



ベビーリーフ生産法人への訪問



茶生産法人への訪問



和牛生産法人への訪問

● 利子補給等による農業経営の支援

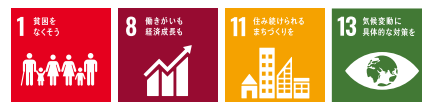
JAバンクでは、農業経営を資金面でサポートできるよう農業資金をご利用いただいているお客さまに対して「JAバンク利子補給事業」を実施しており、最長5年間、最大年1.0%の利子補給を行っています。本県では令和7年度において、1,283件、4,961万円の利子補給を行いました。

このほか、農業法人等の規模拡大や財務安定化をサポートするため、アグリビジネス投資育成株式会社と連携し、資本供与の枠組みとして設けた「アグリシードファンド」の利用提案を行いました。



● スマート農業技術の活用支援による取り組み

当会では、お取引先企業に対し、カルテック株式会社の光触媒技術を用いた殺菌・消臭に関する実証実験の支援や、株式会社farmoの水田管理システムなどスマート農業技術の活用促進を通じて、経営課題の解決および地域の発展・活性化への取り組みを行っています。



水田管理システム設置の様子

● ビジネスマッチングによる農畜産物等の販路開拓支援

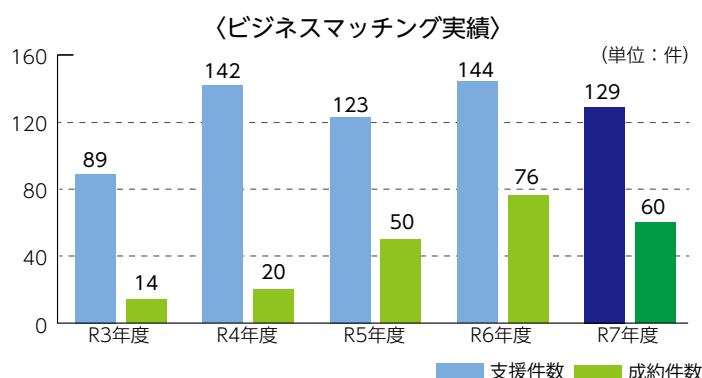


当会では、お取引先企業と系統団体、お取引先企業同士の仲介役となり、県産食材の販路拡大や同食材を活かした商品開発等にかかるマッチング支援を129件実施し、うち60件が成約となりました。

また、県内農畜産物やその加工品の消費拡大を目的に、「食の大商談会inみえ」（三重県等と共催）を、令和7年10月に開催しました。当商談会では、生産者や加工業者とバイヤーが一堂に会し、195件の個別商談が行われました。



「食の大商談会inみえ」の開催風景



＜令和7年度の主な成約内容＞

ニーズ先	ニーズ概要	マッチング先	内容
鉄道会社	車内販売向け商品の募集	地ビール製造者	高速鉄道での車内販売
農業生産法人	梅酒の新規製造に向けた製造過程・加工場の見学	酒造会社	製造過程等の見学や情報交換
県内スーパーマーケット	新店舗オープンに伴う県産野菜の調達	県内JA	定期納品が可能な青果物の発注スキームの構築（種類・量・単価）
加工品製造会社	規格外いちごを使用した新商品の開発	飲食店運営会社	規格外いちごの納入
焼肉店運営会社	肉の端材の有効活用	食肉加工業者	加工品（ハム等）の受託製造

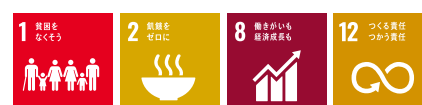
● 経営ニーズに応じた資金供給およびコンサルティング機能提供



JAバンク三重では、農業経営資金をはじめとしたプロパー資金、各種制度資金、日本政策金融公庫資金等の的確な資金供給対応に加え、農業者の皆さまの法人化、事業承継などの経営課題解決に向け、税理士などの外部専門家と連携したコンサルティング機能を用いた伴走型支援を展開しています。

このほか、農業の課題である残渣の利活用に向けた肥料化・飼料化の支援など、農業者の経営ニーズに応じた支援に取り組んでいます。

● 物価高騰への対応



JAバンク三重では、物価高騰により影響を受けられたお客さまを対象に、資金相談窓口を通じて返済条件の緩和等に取り組むとともに、農業者の皆さまに対しては、実質無利子化措置等を講じた物価高騰対策資金による資金繰り支援に取り組みました。なお、県下JAにおける当資金の令和7年度貸出実績は210件、8億3,233万円となりました。

環境・社会課題への取り組み

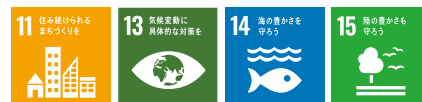
当会は、「食と農」を基軸とするJAグループの一員として、持続可能な社会の実現に向けて、環境・社会課題への取り組みを積極的に行っています。

▶ 脱炭素経営支援に関する取り組み

● TCFD提言への取り組み

当会では、気候変動がもたらすリスクや機会に対する理解を深めつつ、課題解決に向けて取り組むこととしており、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）が提言する気候変動に関する財務情報開示の枠組みに賛同し、開示を行っています。

※TCFD提言にもとづく開示内容は、当会のホームページ（<https://www.jamie.or.jp/shinren/profile/tcfd.html>）でご確認ください。



● サステナブル・ファイナンスを通じた環境・社会課題解決への貢献

当会では、環境・社会へ影響を与える特定の事業等への投融資に関する取組方針（ESG投融資方針）を定め、グリーンボンドやサステナビリティ・リンク・ローンへの投融資を通じ、ESGに関する課題解決に取り組む企業を金融面から支援しています。



● 脱炭素社会の実現に向けた支援

当会では、令和7年5月に株式会社フェイガーと「包括的連携に関する協定」を締結いたしました。本協定にもとづき、県内農業分野におけるカーボンクレジットの創出支援を通じた「脱炭素農業」の推進や、収益化による農業者の所得向上を目指し、カーボンニュートラル実現に向けた施策検討をはじめとする各種取組に連携して取り組んでいます。

また、温室効果ガスの排出量削減に寄与する乾田栽培を基本とした「マイコス米」について、栽培を検討する生産者や事業者に対し実証実験を支援するなど、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを多角的に展開しています。



地域貢献への取り組み

JAバンク三重は、金融機能の提供にとどまらず、産業・環境・スポーツ・文化といった面でも地域社会の活性化に寄与できるようさまざまな取組みを積極的に行っています。

▶ 地域産業の活性化・経営支援への取組み

● コンサルティング機能の発揮等による地域企業の経営支援

当会では、JAグループのネットワークを活用したビジネスマッチングによる販路拡大のほか、行政や関係機関と連携し、「輸出商談スキルセミナー」を開催（ジェトロ三重貿易情報センターと共催）するなど、地域企業のニーズに応じたサポートを行っております。このほか、税理士や公認会計士等の外部専門家との連携によるコンサルティング機能の提供などにより、地域企業の経営支援に取り組んでいます。

また、「金融円滑化にかかる基本方針」や「経営者保証に関するガイドライン」に則り、安易に担保・保証に依存することなく、資金の円滑な供給に努めています。



● 地域企業の経営支援に向けた態勢づくり

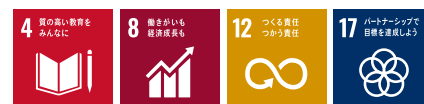
当会では、令和7年8月に「認定経営革新等支援機関」の認定を受けました。地域企業の事業承継や設備投資において、行政が実施する税制優遇措置・各種補助金の申請に対応できる態勢を整備しました。



● 取引先間の交流の場の提供と社会貢献活動

当会では、お取引先企業・団体の皆さまを会員とする「三重県信連浜木綿会」を通じて、著名人や専門家を招いての講演会や会員同士の情報交換会の開催など、相互のビジネスチャンスを発掘する場の提供等を積極的に行っているほか、チャリティーオークション等を開催し、社会福祉団体等に収益金を寄付するなど、社会貢献活動に取り組んでいます。

令和7年度においては、アルピニストの野口健氏を招き、「目標を持って生きることのすばらしさ～モチベーションを維持続けるために～」と題し、講演会を開催するとともに、世界屈指の海洋・物流拠点である釜山（韓国）の視察やチャリティー交流会を行いました。なお、チャリティーオークション等による収益金は、病気と闘う子どもたちや児童養護施設で過ごす子どもたち、施設を巣立つ子どもたちを支援している「スマイルカレンダープロジェクト」に寄付しました。



収益金の贈呈

地域貢献への取り組み

▶ 地域金融機関としての取り組み

● 利便性の高いキャッシュカードサービスの提供

JAバンク三重のキャッシュカードは、全国約10,300台のJAバンクATMはもちろんのこと、ATM提携により、「百五銀行」、「三十三銀行」、「県内4信金」、「三菱UFJ銀行」などのATMがご利用手数料“無料※”でご利用いただけます。

また、ゆうちょ銀行およびコンビニATMにおいても便利にご利用いただけるよう、お客さまの取引内容に応じ、毎月4回まで入出金手数料無料にする「JAバンク三重優遇プログラム」を実施しております。

※ご利用時間帯によっては、時間外手数料が必要となる場合があります。

詳しくは、「JAバンク三重」のホームページ (<https://www.jamie.or.jp/jabanking/>) 等でご確認ください。



● スマートフォンアプリを活用した非対面金融サービスの提供

JAバンクでは、お客さまが店舗に来店いただくことなく、各種サービスのご利用が可能となる非対面金融サービス「JAバンクアプリ プラス」、「JAネットバンク」等を提供しております。

「JAバンクアプリ プラス」では、振込・振替や住所・電話番号変更がいつでもお手続きできる機能を搭載しているほか、貯金残高や入出金明細の確認、税金・公共料金等のお支払いにご利用いただけます。

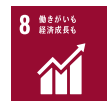


JAバンクアプリ プラス



● 窓口手続き迅速化に向けたサービスの提供

JAバンク三重では、窓口にご持参いただく伝票について、お客さまのパソコンから伝票作成ができる「QR伝票作成ツール」を提供しております。本サービスをご利用いただくことにより、伝票の手書き作成が不要となり、スムーズにお手続きいただけます。



● キャッシュレス決済サービスとの口座連携

JAバンクでは、キャッシュレス決済サービス「PayPay」、「メルペイ」等と口座連携することができ、各キャッシュレス決済サービスにてJAバンクの口座を登録することにより残高へ即時でチャージ（入金）いただけます。



● 特殊詐欺被害防止に向けた取り組み

JAバンク三重では、全国的に特殊詐欺が発生している状況を踏まえ、窓口やATMにおけるお客さまへの注意喚起を行うとともに、特定の条件に該当するお客さまに対してATMのご利用制限を実施し、被害防止に努めています。

また、令和7年8月に三重県警察と「金融犯罪に係る被害防止等に関する情報連携協定」を締結し、金融犯罪の未然防止や被害の拡大防止に向け、連携した取り組みを行っています。



三重県警察との協定の締結



● すべてのお客様がご利用しやすい店舗づくり



JAバンク三重では、より多くのお客さまに安心してご利用いただけるよう、店舗に携帯助聴器、簡易筆談器、杖ホルダーなどを配備するとともに、ATMコーナーには、車いすのお客さまがATM本体に近づきやすいツイングリップ（手掛け）や、目の不自由なお客さまも操作できる“音声案内システム”を導入しています。

● 優遇金利ローンの取扱いによりさまざまな取組みをサポート



JAバンク三重では、“三重の木”認証材を使用した建築住宅にかかる住宅ローンの金利優遇や「三重県交通安全協会会員証」、「SD (SAFE DRIVER) カード」、「三重とこわか健康応援カード」、「消防団員カード」などの保有者に対するマイカーローンの金利優遇を通じ、県内の各団体における環境保全や交通安全の啓蒙、県民の健康づくり等に向けた活動を支援しています。

● JA住宅ローンの新規利用者に対する新生活のサポート



JAバンク三重では、家具・家電量販店や引越し業者等と業務提携を行い、住宅ローンの新規ご利用者が当該提携先で利用できる割引優待の特典を提供することで、お客さまの新生活をサポートしています。

● 大規模災害発生に備えてのBCP(事業継続計画) 態勢の整備



JAバンク三重では、BCP態勢整備の一環として、大規模災害等の発生時での信用事業の業務継続にかかる実効性を高める観点から、JA間での相互連携等を想定した訓練を毎年実施しています。

また、業務継続態勢の充実を図るため、大規模災害発生時のネットワーク保全を目的とした迂回中継回線を整備しています。

● 金融移動店舗車両の配備



JAバンクでは、大規模災害等の発生によりJAの店舗やATMが被災した際に、貯金の入出金などの金融業務を取り扱うことができ、また通常時にはお客さまの利便性を高めるため店舗のない地域にも金融インフラを提供できる移動店舗車両の導入を進めており、当県では現在5台の移動店舗車両が運行しています。

● 相続相談態勢の整備・各種無料相談会の開催



JAバンク三重では、お客さまの相続対策に関するお悩みをしっかりサポートするため、JAに相続相談員を配置するとともに、当会では、弁護士やファイナンシャルプランナー（FP）の専門人材で構成する「相続相談センター」を設置し、高度な相談にも対応しています。

また、顧問税理士等による相続相談会やセミナー、社会保険労務士による年金相談会を無料開催しています。

地域貢献への取り組み

社会的貢献活動および健康経営に関する取り組み

● 「美し国三重市町対抗駅伝」への特別協賛

JAバンク三重では、県内行政を挙げて開催する「美し国三重市町対抗駅伝」に、第1回大会から特別協賛しています。第19回目を迎えた令和7年度も、開催に向けて練習を重ねる出場選手や関係者を激励するため、地元JAが管内の市町を訪れ、スポーツドリンク等を贈呈しました。

また、令和8年2月15日の大会当日には、約170名の役職員が選手の応援や沿道警備の補助にあたりました。これらの取り組みが認められ、実行委員会会長である三重県知事から感謝状を拝領しました。



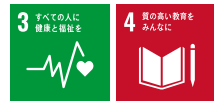
美し国三重市町対抗駅伝（写真提供＝中日新聞社）



感謝状授与の様子

● 小学生向け食農教育教材本の贈呈

JAバンク三重では、「JAバンク食農教育応援事業」として、子どもたちに“食”と“農業”への理解を深めてもらうことを目的に、令和8年3月に三重県内の小学校や特別支援学校など363校に対して、教材本17,428冊を寄贈しました。



教材本の贈呈

● 国立大学法人三重大学振興基金への寄付

当会では、地域農業活性化の一助となることを目的として、三重大学振興基金へ寄付を行いました。

寄付金は三重大学の学生による農業研究活動への支援に充てられ、学生の地域農業における課題解決に向けたプロジェクトやフィールドワークなどの取組みに役立てられます。



寄付金の贈呈

●「第75回みえ県展」への協賛



JAバンク三重では、三重県の文化芸術の発展に資するため、「第75回みえ県展」に協賛し、令和7年5月に開催された表彰式において、日本画・洋画・彫刻・工芸・写真・書の6部門の優秀作品に対し、「for your Dream賞」を贈呈しました。

<洋画部門>



作品：「燕花万命
～roots&rebirth」
作者：山本 尚俊

<写真部門>



作品：「スポットライト」
作者：大田 保

<日本画部門>



作品：「nighty night」
作者：加藤 まみ

<彫刻部門>



作品：「SHIRUBE IV SP 25」
作者：松山 知司

<書部門>



作品：「甘州即事」
作者：新保 京香

<工芸部門>



作品：「うさぎの詩季がたり」
作者：江口 友美

●「三重とこわか健康経営カンパニー 2025」の認定取得



当会では、令和7年7月に三重県が創設した「三重とこわか健康経営カンパニー 2025(ホワイトみえ)」の認定を取得しました。

今後も職員が心身ともに健康でいきいきと働ける職場環境づくりに取り組んでいきます。



● その他の貢献活動

<清掃活動>

- ・JA三重ビル周辺のクリーンアップ活動

<寄贈先・寄付先>

- ・公益財団法人三重ボランティア基金
- ・社会福祉法人三重県社会福祉協議会
- ・認定NPO法人世界の子どもにワクチンを 日本委員会
- ・社会福祉法人三重県共同募金会



<地域ネットワークへの加入>

- ・認定NPO法人三重いのちの電話協会
- ・みえ次世代育成応援ネットワーク
- ・NPO法人スペシャルオリンピックス日本・三重
- ・NPO法人チャイルドヘルプラインMIEネットワーク

地域貢献への取り組み

■ 地域への資金供給等の状況

当会がお預かりしている資金の大半は、地域の皆さまが県内のJAにお預けいただいた大切な貯金です。そしてこれらの資金は、農業関連法人をはじめとする地域の企業・団体や地方公共団体にご利用いただいています。

▶ 地域からの資金調達状況

● 預り先別貯金残高

(単位：百万円)

預り先		令和6年度	令和7年度
会員	J A	1,763,841	1,732,242
	その他	34,655	32,951
会員以外		37,701	34,571
合 計		1,836,198	1,799,765

(注) 会員JAとは、総合JAをいいます。

▶ 地域への資金供給状況

● 貸出先別貸出金残高

(単位：百万円)

貸出先	令和6年度	令和7年度
会 員 等	12,685	13,423
地方公共団体	20,681	23,098
その他事業者	203,721	202,626
合 計	237,089	239,149

(注) 会員等とは、JAおよびJAの組合員等をいいます。

● 農業関係の貸出金残高（資金種類別）

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度
プロパー資金	7,477	6,701
農業制度資金	1,587	1,746
うち農業近代化資金	1,376	1,533
うちその他制度資金	210	213
合 計	9,064	8,448

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
2. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、農業制度資金以外のものをいいます。
3. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①と②を対象としています。
4. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

業務の適正を確保するための体制

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営上の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を策定しています。内部統制に関する基本方針および運用状況の概要は、以下のとおりです。

内部統制基本方針

内部統制基本方針

- 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、倫理規程、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
 - 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受ける。また、契約締結等種々の業務行為の適法性の確認・検証を行うため、事前にリーガルチェックを行う。
 - コンプライアンスに関して、職員が連絡・相談できるコンプライアンス相談窓口を各部に設置する。また、職員が不正行為等に関する情報を理事、常勤監事等当会所定の窓口および外部の法律事務所に通報できる内部通報制度を設置する。
 - 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
 - マネー・ローンドリングおよびテロ資金供与対策について、「マネー・ローンドリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、適切な業務運営を行う。
 - 財務報告にかかる規程等を定め、財務報告の信頼性・適正性を確保するための態勢を整備する。
 - お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を制定するとともに、役職員へ研修等を通じて、お客さま本位の金融サービスを提供するための態勢を整備する。
- 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
 - 理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
 - サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。
 - 業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスク管理の基本方針を制定する。
 - 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理する。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
 - 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、あらかじめ部門別にリスクキャピタルを配賦し、これを上限とした運用を行うエコノミックキャピタルマネジメントの実施により、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
 - 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められていた要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。
 - 大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保する。
- 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
 - 理事会の意思決定を効率的に行うため、企画会議等において常例または随時の経営課題等の理事会の議決事項にかかる原案の検討等を行う。
 - 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。
- 当会およびその子法人等における業務の適正を確保するための体制
 - 当会の業務の適正を確保するため、子会社管理規程を定める。
 - 当会および子法人等（子会社管理規程に定める子会社および関連法人等ならびに県域の系統保証機関をいう。以下同じ。）の円滑な業務運営を図るため、当会と子法人等の間において協議または報告すべき事項を定め、子法人等の経営・業務の執行状況等を把握し、適宜指導・助言・管理・実績検討を行う。
- 内部監査体制
 - 当会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査部を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
 - 内部監査は、当会の全業務および子会社を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施する。
 - 監査部長は、内部監査終了後、内部監査結果を理事会に報告するとともに、担当理事は年度内部監査実施状況を取りまとめ経営管理委員会へ報告する。
 - 監査部長は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。
- 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事からの独立性に関する事項
監事監査業務において、監査部職員は監事の職務執行を補助し、監事の指揮命令に従い業務を遂行する。
- 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
 - 理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに当該事実を監事に報告する。
 - コンプライアンス所管部は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
 - 監査部は、内部監査結果を監事に報告し、定期的意見交換を行う。
 - 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。
- 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
適正な目的により監事へ報告を行った当会の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底する。
- 監事の職務執行について生ずる費用に係る方針
監事がその職務執行について生ずる費用等を支弁するために、適切な予算枠を設けるとともに、監事が請求する費用について、監事の職務執行に必要でない認められた場合を除き、その費用をすべて負担するものとする。
- その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
 - 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べるができるものとする。
 - 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
 - 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
 - その他、理事および職員は、監事監査基準および監事監査規程に定めのある事項を尊重する。

業務の適正を確保するための体制

▶ 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当会は、法令遵守、リスク管理、子会社管理、内部監査の各管理体制について、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の会議体において進捗管理を行い、適切な内部統制の構築・運用に努めており、令和7年度の運用状況は以下のとおりです。

1. 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令等遵守体制については、役職員の行動規範、倫理規程を定めるとともに、コンプライアンス・プログラムの策定や役職員の研修等を行いコンプライアンス態勢の強化に取り組んでいます。また、マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応については、基本方針を定め体制を整備し、その対応状況について理事会等への報告を定期的に行っています。

財務報告の信頼性・適正性の確保については、財務報告にかかる基本的な考え方を定めるとともに、その態勢について理事会で確認・協議を行っています。

また、お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を明確に示し、役職員に周知を行っています。

2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

当会は、重要な会議体については議事録の作成保管に対する体制を整備するとともに、文書管理規程をはじめとする諸規定を制定のうえ役職員に対し周知し情報の管理を確実なものとしています。

また、情報資産の安全対策規程において情報資産管理方針に基づきサイバーセキュリティ対策にかかる体制の整備を行っています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当会は、リスク管理基本方針を定め、業務遂行から生ずる様々なリスクを把握し、リスク管理委員会、理事会等で定期的に協議・検討を行っています。また、災害等が発生した場合でも利用者に基本的サービスを継続的に提供できるようJAバンク三重業務継続要領を定めています。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業計画の進捗状況を理事会等において定期的に検討・協議し実効性の向上を図っています。また、常勤理事・部長により構成される企画会議を、月1回の頻度で開催し、重要案件の報告等を行い理事の迅速な経営判断ができるような協議の場としています。

5. 当会およびその子法人等における業務の適正を確保するための体制

各業務にかかる諸規定を適時適切に見直し、業務フロー等の管理体制の改善を行い、効率的な業務運営ができるよう努めています。また、子会社管理規程を策定し、子法人等における業務管理体制やリスクの把握に努めています。

6. 内部監査体制

内部監査規程を定め、当会の全業務にわたる管理、運営の制度および業務の遂行状況を内部統制の適切性と有効性の観点から検討・評価しており、その結果については理事会等へ報告しています。

7. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事からの独立性に関する事項

監事の職務執行を補助するため、監事監査業務において、監査部職員は監事の指揮命令のもと、業務を行っています。

8. 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

理事会や理事等により構成される会議体において、監事が出席し報告を受ける体制を整えています。また、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供しています。

9. 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度規程に、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを明記しており、役職員に周知しています。

10. 監事の職務執行について生ずる費用にかかる方針

監事の職務執行について生ずる費用については、年度ごとに予算化するほか、個別に発生する追加費用についても支払うこととしています。

11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

理事と監事は、業務の運営や課題等について定期的に意見交換を行っており、内部監査部署には監事との連携を指示し、監事監査が実効的に行われるための体制を整備のうえ運営しています。

コンプライアンス

■ コンプライアンスの取組み

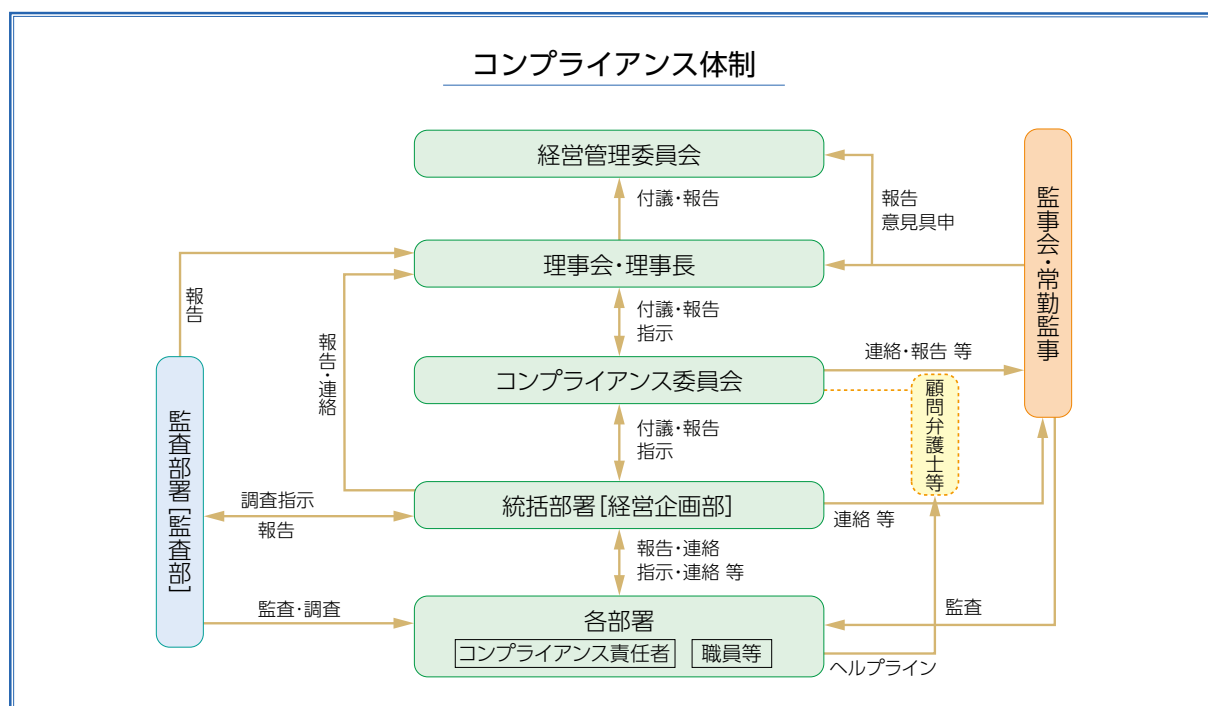
当会では、コンプライアンスを経営上の最重要課題として位置付け、地域金融機関としての公共的使命と社会的責任を果たすため、以下に掲げる「コンプライアンス基本方針」にもとづき、コンプライアンス態勢の充実・強化に取り組んでいます。

コンプライアンス基本方針

- 1. 基本的使命と社会的責任**
本会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするともに、「JAバンクシステム」における県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。
- 2. 質の高いサービスの提供**
お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。
- 3. 法令等の厳格な遵守**
関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適切し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
- 4. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応**
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。
- 5. 透明性の高い組織風土の構築**
経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。
- 6. 持続可能な社会への貢献**
社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ、環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

▶ コンプライアンス体制

当会は、コンプライアンス重視の組織風土を確立するため、理事会の下にコンプライアンス委員会を設置するなど、下図の体制を構築しています。



コンプライアンス

■ 利用者保護等の取組み

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下に掲げる「利用者保護等管理方針」にもとづき、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っています。

利用者保護等管理方針

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切にかつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

■ 利益相反管理の取組み

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインにもとづき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するため、以下に掲げる「利益相反管理方針」により体制を整備しています。

利益相反管理方針の概要

1. 対象取引の範囲
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
2. 利益相反のおそれのある取引の類型
「利益相反のおそれのある取引」の類型としては、以下に掲げるものが考えられます。
(1) お客さまと当会の間の利益が相反する類型
(2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
3. 利益相反の管理の方法
当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。
(1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
(2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
(3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
(4) その他対象取引を適切に管理するための方法
4. 利益相反管理体制
(1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
(2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。
5. 利益相反管理体制の検証等
当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

■ 金融ADR制度への対応

当会では、お客さまからのご相談および苦情等に適切に対応するため、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、苦情処理措置として、その内容（JAバンク相談所との連携を含む）をホームページで公表しています。また、外部の紛争解決機関として、次の弁護士会を利用しています。

受付窓口	当会の相談・苦情等受付窓口（総務部）	JAバンク相談所
電話番号	059-229-9023	03-6837-1359
受付時間	午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）	午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

※県内の各JAの信用事業に関するご相談・苦情は、JAバンク相談所でお受けします。

弁護士会名	電話番号
愛知県弁護士会紛争解決センター	052-203-1777
民間総合調停センター（大阪府）	JAバンク相談所を通じてのご利用となります。

■ お客さま本位の業務運営にかかる取組み

当会では、県下JAがお客さまの安定的な資産形成に貢献できるよう、その取組みを指導支援する県域組織として、以下に掲げる「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を制定し、当該方針にもとづく業務運営を行っています。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

1. お客さまへの最適な商品提供

県下JAが、お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、投資運用会社におけるプロダクトガバナンスの実効性が確保されていることを確認のうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定しご提案するよう、指導支援いたします。また、お客さまの最善の利益を実現するため、JAバンク全体として、金融商品を購入していただいたお客さまの属性および販売状況に関する情報等を投資運用会社に提供するなど情報連携を行います。なお、当会は金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3、6、7）、補充原則1～5本文および（注）】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

- （1）県下JAが、お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的等を踏まえ適合性を判断したうえで、お客さまにふさわしい商品をご提案できるよう、指導支援いたします。【原則2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1～5）】
- （2）県下JAが、お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について、適切な資料等を活用し、お客さまに分かりやすくご説明するとともに、必要な情報を十分にご提供できるよう、指導支援いたします。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1～7）】

3. 利益相反の適切な管理

県下JAが、お客さまへの商品提案や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、各JAの「利益相反管理方針」に基づき適切に管理するよう、指導支援いたします。【原則3本文および（注）】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

県下JAに対し、お客さまの資産形成・運用に資する研修機会の提供や関連資格（FP技能士等）の取得奨励などを通じて、高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材育成の支援を行い、お客さま本位の業務運営を実現するための堅固な態勢を構築するよう、指導支援いたします。【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（令和6年9月改訂）との対応を示しています。

■ 金融商品の勧誘

当会は、貯金、投資信託その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、以下に掲げる「金融商品の勧誘方針」にもとづき、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

金融商品の勧誘方針

1. お客さまの投資目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確かな事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

コンプライアンス

■ 個人情報保護の取組み

当会は、利用者の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下に掲げる「個人情報保護方針」にもとづき、適切な保護と利用に努めています。

個人情報保護方針

- 1. 関係法令等の遵守**
当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。
- 2. 利用目的**
当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいいたしません。また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。当会の個人情報等の利用目的は、当会に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。
- 3. 適正な取得**
当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。
- 4. 安全管理措置**
当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。
- 5. 第三者への提供**
当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。
- 6. 機微（センシティブ）情報の取扱い**
当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
- 7. 仮名加工情報の取扱い**
当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
- 8. 匿名加工情報の取扱い**
当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
- 9. 開示、訂正・利用停止等**
当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等ならびに第三者提供の停止のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。
- 10. 継続的な改善**
当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。
- 11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出**
当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目960番地
三重県信用農業協同組合連合会 総務部
TEL 059-229-9023

■ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応にかかる取組み

昨今の国際情勢を踏まえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策の重要性はこれまでになく高まっています。当会では、マネー・ローンダリング等対策を重要課題のひとつとして位置付け、以下のとおり「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」にもとづき、適切な対応に取り組んでいます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

1. 当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
2. 当会は、反社会的勢力等には取引関係を含めて排除の姿勢をもって対応し、その不当要求は断固として拒絶します。
3. 当会は、反社会的勢力等に対しては、役職員の安全を確保しつつ組織的に対応します。
4. 当会は、警察、公益財団法人暴力追放三重県民センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。
5. 当会は、金融機能の不正利用による顧客への被害が発生した場合は、被害者救済など必要な対応を講じます。

リスク管理

■ リスク管理の取組み

当会では、より健全性の高い経営を確保し皆さまからのご信頼を得るために、直面するさまざまなリスクに適切に対応できるよう「リスク管理基本方針」を策定しています。この基本方針にもとづき、収益とリスクの適切な管理などを通じて、リスク管理態勢の充実・強化に努めています。

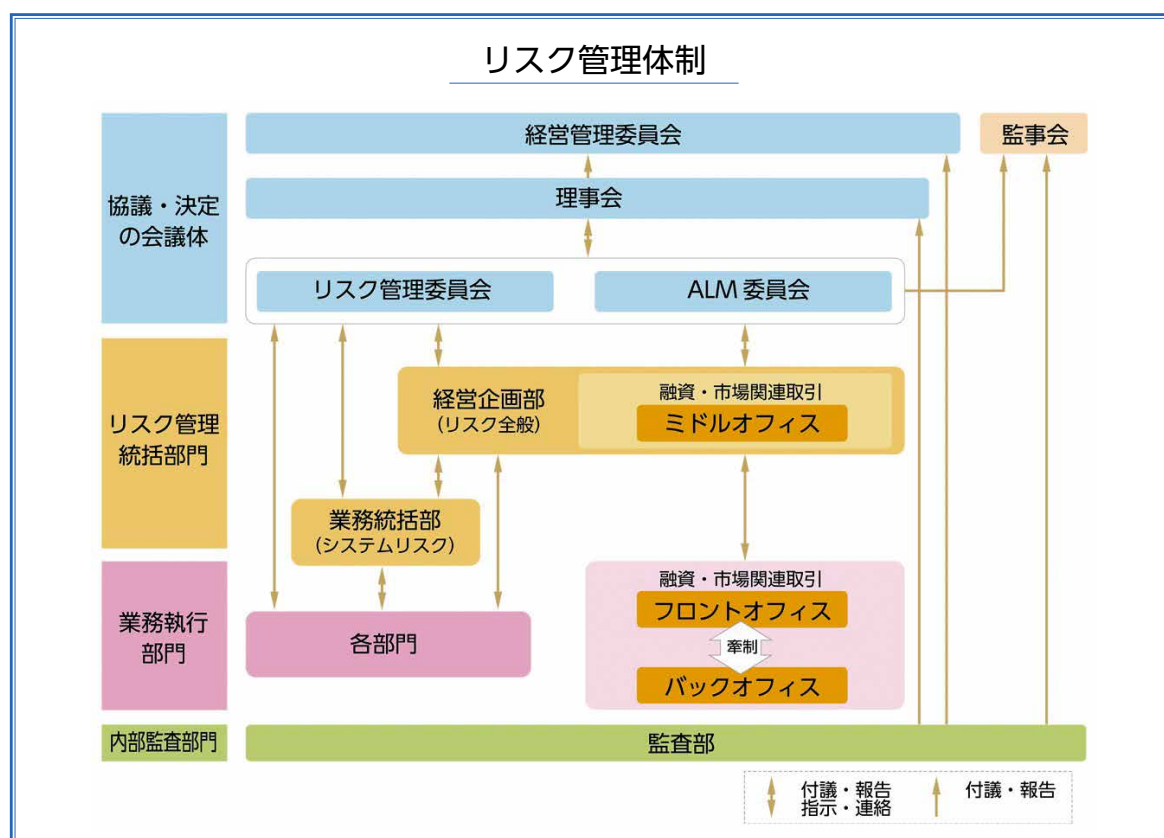
また、情報の管理については「情報資産管理方針（セキュリティポリシー）」において、紛失、改ざん、漏洩等を防止するための基本的な考え方を明らかにするとともに、これにもとづき具体的な安全対策と管理体制を定め、このルールの下で厳格に管理を行っています。

▶ リスク管理体制

リスク管理事項の協議・決定を行う会議体として、経営管理委員会・理事会はもとより、リスク管理委員会、ALM委員会を設置するとともに、その決定事項にもとづき各部門が業務執行にあたっています。

また、融資取引および市場関連取引に関しては、牽制機能を確保するため、取引執行を行うフロントオフィスと事務処理を行うバックオフィスを分離するとともに、リスク管理統括部門がミドルオフィスとして信用・市場リスク関係の業務執行等をモニタリングしています。

さらに、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、その結果にもとづく制度および業務の改善・合理化への助言・提言等を行い、業務運営の適切性の維持・改善に努めています。



リスク管理

▶ リスク管理方法

当会では、業務執行上で発生するリスクについて、その特性に応じた管理方法を定めています。

【主要リスクの管理方法】

リスク特性	主要リスク	リスク内容	管理方法
収益発生を意図し能動的に取得するリスク	市場リスク	金利・株価・為替等の変動により保有資産・負債の価格が変動し損失を被るリスク	- 金利感応度分析等のALM手法にもとづき、資産・負債両面での総合管理を行う。 - 有価証券運用では、運用目的とそれに応じた運用限度額を定めるとともに、ロスカットルールを設定し遵守する。
	信用リスク	信用供与先の財務状況悪化などにより、元金や利息の回収が困難となるリスク	- 与信先の経営状況や証券の外部格付けを注視する。 - 内部格付制度にもとづく与信限度額や貸出基準金利を設定し適正なポートフォリオ管理を行う。 - 業種、与信額、金利条件等の偏在によるリスク集中の有無を管理し分散を図る。
	流動性リスク	資金調達が困難となり取引の決済に支障をきたしたり、市場混乱などにより正常な有価証券取引ができなくなる等により損失を被るリスク	- 会員JAなどの資金動向を的確に把握するとともに、資金不足時の事前対応策を設定する。 - 有価証券の換金にあたっては、時価や売買レートが極端に不利な状況となっていないか市場動向のモニタリングを行う。
業務執行に伴い受動的に発生するリスク (オペレーショナルリスク)	事務リスク	当会の役職員が誠実な事務を怠る、あるいは事故・不正を起こすことにより損失を被るリスク	- 定期的な自己点検の実施はもとより、システム手当・要領・マニュアル等の整備に努めるとともに、研修充実により処理方法・手順の徹底を図る。 - 事務ミスが発生した場合は、発生原因を究明し改善を図る。
	システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備・不正使用等により損失を被るリスク	- セキュリティポリシー等に従い、コンピュータシステムの安全対策を講じる。 - システム障害に備えた対応計画を策定し、業務の継続と迅速な復旧が可能となるよう対応する。
	情報漏洩リスク	セキュリティポリシーが遵守されずに情報が漏洩することに伴うリスク	- 役職員に対するコンプライアンスや情報セキュリティ教育を実施するとともに、風評等の発生も予想しながら早急に対策を講じる。 - 情報漏洩等が発生した場合および漏洩の懸念がある場合、迅速かつ適切に対応する。
	風評リスク (レピュテーションリスク)	世評・評判等から組織の信頼性が損なわれ、損失を被るまたは得られる利益を失うリスク	- 当会に関する風説・風評の早期発見に努めるとともに、緊急度・影響度等の視点にもとづく適切な対応を行う。 - メディアへの的確な情報開示や関係団体との連絡を密に行い、事態の早期収拾を図る。

貸出業務運営

■ 与信に関する基本方針

当会は、農業およびその関連産業をはじめとする地域産業の振興ならびに地域社会の活性化・発展等に寄与することを最も重要な役割のひとつとして位置付け、貸出をはじめ全ての与信に関する規範として、「与信に関する基本方針（クレジットポリシー）」にもとづき、貸出先の財務面・技術力および成長性などの総合的な視点のもと、安易に担保・保証に依存することなく、資金の円滑な供給に取り組むなど、貸出業務の適正な遂行に努めています。また、営業部門から独立した審査部門を設置し内部牽制機能を確認するとともに、貸出先の業況・財務内容等の状況を常に把握するなどによって、貸倒れなどのリスクを管理・抑制しお客さまの信頼に応えるよう努めています。

与信に関する基本方針（クレジットポリシー）

1. 与信は次に掲げる事項を基本方針として行うものとする。
 - (1) 農協法はじめ与信業務に関連する法令および会内諸規程等を遵守し、社会的規範にもとることなく、誠実かつ公正な与信を行う。
 - (2) 与信を行おうとする先の業種・業歴・関係法人の実態等を十分調査し、本会の使命および公共性・社会的責任の観点から、その適格性を確認した上で与信を行う。
 - (3) リスクとリターンを適正に評価・判断し、安定的な収益が確保できる与信を行う。
 - (4) 与信限度額の設定により特定の業種・グループ・取引先への与信集中防止を図るとともに、資金の流動性に配慮した与信を行う。
2. 与信の中でも貸出については、上記の与信全般に関する基本方針に加え次の基本方針の下に行うものとする。
 - (1) 貸出先と本会の双方の成長・発展に資する貸出を行うことを旨とし、社会的正義に反する貸出、社会通念上許されない貸出、投機的資金への貸出および返済不能を期する貸出等を行ってはならない。
 - (2) 貸出金額・貸出期間・返済方法については、資金使途や返済財源を十分に調査・把握した上で、必要かつ妥当な金額、適正な期間・方法を設定する。なお、長期の貸出にあたっては、資金の固定化を避けるため分割返済を基本とする。
 - (3) 担保価値や保証能力の評価は保守的なスタンスで臨むこととするが、安易に担保・保証に依存した貸出は行わない。
 - (4) 職制規程にもとづき貸出の審査・決定を適正に行うこととし、営業部門から独立した審査部門において二次審査を行い、健全な相互牽制を確保する。
 - (5) 業況・財務内容等にもとづき貸出先の状況を把握し、内部格付制度によりその評価を行うことにより信用リスク管理を適切に行う。
 - (6) 貸出契約およびこれにともなう担保・保証契約の締結にあたっては、契約相手に対し適切な説明を行う。
 - (7) 経営者保証に依存しない貸出の一層の促進を図るとともに、原則として経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めない。

■ 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当会は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施しています。

引き続き、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインにもとづき、誠実な対応に努めていきます。

「経営者保証ガイドライン」に関する取組方針

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について
法人個人の一体性の解消が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしているお客さまから、資金調達の要請を受けた場合には、以下の要件にかかる充足状況、お客さまの経営状況やご融資の内容等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性について、お客さまのご意向も踏まえて検討します。
 - (1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること
 - (2) 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていないこと
 - (3) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ること
 - (4) 法人から適時適切に財務情報などが提供されていること
2. 経営者保証の契約時の対応について
 - (1) お客さまと保証契約を締結する場合は、具体的に保証契約の必要性について説明を行うとともに、今後、どのような改善を図れば保証契約の見直し・解除の可能性が高まるのかを丁寧に説明を行います。
 - (2) 保証金額の設定については、保証人の資産および収入の状況、融資額、お客さまの信用状況、物的担保の設定状況、お客さまおよび保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。
3. 既存の保証契約の適切な見直しについて
 - (1) 既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性の検討を行うとともに、その結果をお客さまおよび保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
 - (2) 事業承継時においては、前経営者が負担する保証債務は後継者に当然に引き継がせるのではなく、改めて経営者保証の必要性などを検討するとともに、その結果をお客さまおよび保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
4. 経営者保証を履行する時の対応について
経営者保証における保証債務の履行を求める場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

貸出業務運営

金融円滑化への取り組み

当会は、農業者の協同組織金融機関の一員として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を最も重要な役割のひとつとして位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、以下に掲げる「金融円滑化にかかる基本方針」にもとづき、その適切な業務の遂行に向け取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本方針

1. 当会は、お客さまからの新規貸付や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、上記のお申込があった場合、お客さまの経験等に応じた説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めるとともに、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
3. 当会は、上記1.および2.の対応等を行うにあたり、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、三重県農業信用基金協会、三重県農協信用保証センター、地域経済活性化支援機構、特定認証紛争解決事業者等との緊密な連携を図るよう努めます。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
4. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めます。また研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めます。
5. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込に対する問合せ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
6. 当会は、お客さまからの前掲のご相談・お申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、次の体制を整備いたしております。
 - (1) 理事長以下、理事・部長等で構成する「企画会議」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 貸出担当理事を「管理責任者」とし、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 貸出関連部門である食農営業部の部長を「管理担当者」とし、当該部門内における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当会は、本方針にもとづく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

主要業務の概要

■ 貯金等窓口業務

当座貯金や普通貯金、各種定期貯金などさまざまな貯金商品を取り扱っています。

また、日本銀行歳入復代理店をはじめ、三重県の収納代理金融機関として、各種税金等の収納事務も行っています。

■ 貸出業務

三重県内に事務所（事業所・営業所・工場など）を有する農業法人・企業等の皆さまの経営ニーズに応じた資金をご融資しています。とりわけ農業面では、経営規模の拡大や生産効率の向上、6次産業化への参入などの多様な経営ニーズにお応えできるよう、農業近代化資金、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）などの制度資金をはじめ豊富な資金メニューを取り揃えています。

■ 資金運用業務

貸出金として運用している以外の資金については、安全性・収益性を重視し、農林中央金庫への預金や国内外の債券、株式等への分散投資により安全かつ効率運用に努めています。

■ 為替・決済業務

全国銀行内国為替制度（全銀データ通信システム）加盟の金融機関として、全国のJA・銀行・信用金庫等への振込・送金や代金取立などを取り扱っています。

また、給与振込・年金振込等の口座振込、公共料金等の口座振替、各種クレジットカードの代金決済等の取扱いも行っています。

■ JAの指導・支援業務

農業者・地域の皆さまへ、JAバンクならではの金融仲介機能を発揮できるよう、県下JAへ金融・非金融の両面で指導支援を行っています。さらに、研修会の実施等を通じて、農業経営に関するコンサルティングや、お客さまの生活設計・資産形成に関するご相談に的確に対応し得る人材の育成に取り組んでいます。

また、JAバンク県域本部として、県下JAにおける内部管理態勢の強化や経営健全性の確保に向けた指導支援を行っています。

主な取扱商品

■ 貯金

(令和8年4月現在)

種 類	期 間	預け入れ額	仕組み・特徴など
当 座 貯 金	定めなし	1円以上	小切手や手形のお支払いのための貯金です。お利息はつきません。
普 通 貯 金			出し入れ自由の貯金で、給料や年金の自動受け取り、公共料金などの自動支払い口座としてご使用いただけます。
普 通 貯 金 ＜ 決 済 用 ＞			上記普通貯金と同様ですが、お利息はつきません。（貯金保険制度において全額保護の対象となっています。）
通 知 貯 金	定めなし ただし、7日以上 の据置期間が必要	5万円以上	短期間の運用に適しています。
スーパ－定期貯金	1 か月以上 5 年以内	1,000円以上	自由に預入期間を設定いただけます。
大 口 定 期 貯 金		1,000万円以上	
期日指定定期貯金	1 年以上 3 年以内	1,000円以上 300万円未満	1 年複利で、1 年経過後はいつでもお引出しいただけます。
積 立 式 定 期 貯 金 ＜ エ ン ド レ ス 型 ＞	定めなし	1円以上	期間を定めず積立を行い、必要な時にお引出しいただけます。
積 立 式 定 期 貯 金 ＜ 満 期 型 ＞	6か月以上10年以内		満期日を設定し積立を行い、満期日以後に一括してお受け取りいただけます。
一 般 財 形 貯 金	3 年以上	1円以上	毎月の給料やボーナスから天引きして積み立てます。財形年金と財形住宅は合計550万円まで非課税です。
財 形 年 金 貯 金	5 年以上		
財 形 住 宅 貯 金			
譲 渡 性 貯 金	7 日以上 5 年以内	1,000万円以上	大口資金の運用に適しており、満期日前に譲渡することができます。

■ 貸出

種 類		資金使途	対 象 者	融資・返済期間	担保・保証	
農 業 資 金	農 業 経 営 資 金	農業経営に必要な設備資金など	県内に事業所等を 有する農業法人・ 農業者など	ご相談に応じて決定しております。		
	農 業 近 代 化 資 金	農業経営に必要な設備資金				
	農業経営改善資金 (スーパーS資金)	農業経営に必要な運転資金				
事 業 資 金		運転資金・設備資金など	県内に事業所等を 有する法人など			
受託資金	日本政策金融公庫 (農 業 資 金)	農業経営に必要な設備資金など	県内に事業所等を 有する農業法人・ 農業者など			

主な取扱商品

■ その他のサービス

種 類	特 徴
JAキャッシュサービス 	JAバンクのキャッシュカードで、全国のほとんどの金融機関のATM・CDまたはコンビニATMで現金のお引出し、残高照会等がご利用いただけるサービスです。JAバンクATMでは、曜日・時間を問わず入出金手数料が無料で、より便利にご利用いただけます。
J A カ ー ド 	JAバンクのクレジットカードです。年会費は初年度が無料、次年度以降も年間12万円以上のご利用、または電気料金、携帯電話料金いずれかのカード支払い利用で年会費無料 ^(注1) となります。また、「ロードアシスタンスサービス付カード」や「ICキャッシュカードとの一体型カード」など多彩なカードラインナップを取り揃えております。
デビットカードサービス 	J-デビットの加盟店でのお買い物等の利用代金をJAバンクのキャッシュカードにてご精算いただけます。またキャッシュアウト加盟店では、現金のお引出しサービスもご利用いただけます。
JAバ ン ク ア プ リ 	スマートフォンを利用して、普通貯金・定期貯金等の残高照会や投資信託の残高照会、入出金明細等の確認が手軽に行えるサービスです。また、対応する払込票のバーコードを読み取ることで税金・公共料金・通販代金などを簡単にお支払いいただける「PayB（ペイビー）」機能や、通帳を発行しない「通帳レス口座」機能も具備しています。キャッシュカードをお持ちの方であれば、来店不要ですぐにご利用いただけます。
JAバンクアプリ プラス 	スマートフォンを利用して、振込・振替や住所・電話番号変更がいつでもお手続きできる機能を搭載しているサービスです。また、貯金残高や入出金明細の確認、税金・公共料金等のお支払いにご利用いただけます。
JAネッ ト バ ン ク サ ー ビ ス 	インターネットに接続されているパソコン、スマートフォンを利用して、残高照会、振込・振替やマルチペイメントネットワークを利用した公共料金・税金のお支払いなどの各種サービスをご利用いただけます ^(注2) 。
法人JAネッ ト バ ン ク サ ー ビ ス 	インターネットに接続されているパソコンを利用して、残高照会、振込・振替はもちろん、給与振込などのデータ伝送サービスなどの各種サービスを会社のパソコンでご利用いただけます。
給 与 受 取 サ ー ビ ス	給与・ボーナスをご指定の貯金口座に自動的に入金するサービスです。
年 金 受 取 サ ー ビ ス	国民年金・厚生年金等各種年金を、ご指定の貯金口座に自動的に入金するサービスです。
自 動 支 払 サ ー ビ ス	電気・電話・NHK等公共料金のほか、授業料、各種クレジット代金などをご指定の貯金口座から自動的にお支払いするサービスです。
自 動 集 金 サ ー ビ ス	売上代金等を、口座引落しにより集金し、ご指定の口座に入金するサービスです。
定 時 自 動 送 金 サ ー ビ ス	毎月一定額を貯金口座から自動引落しのうえ、ご指定の口座に自動振込するサービスです。家賃、仕送り等の振込に便利です。
JAバンクでんさいサービス	株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称：でんさいネット）が手形に代わる新たな決済手段として提供する「電子記録債権（でんさい）」を利用するためのサービスです。インターネットに接続されているパソコンを利用して、手形や振込などの決済が安全かつ便利にご利用いただけます。

(注1) 種類によっては、年会費が必要になるカードもあります。

(注2) マルチペイメントネットワークサービスでのお支払いが可能な機関・企業等の料金に限りです。

■ **役員** (令和8年7月現在)

監事

役 職 名	氏 名
代 表 監 事	前 川 温 仁
常 勤 監 事	田 中 良 子
監 事	細 渕 則 一
員 外 監 事	小 林 秀 行

31

■ 会員数および出資口数

会員数 (単位：会員)

資 格 別	令和6年度末	令和7年度末
正 会 員	15	15
准 会 員	39	39
計	54	54

出資口数 (単位：口)

資 格 別	令和6年度末	令和7年度末
正 会 員	13,715,095	13,715,095
准 会 員	35,305	35,305
計	13,750,400	13,750,400

(注) 出資1口は、5,000円です。

■ 職員数

(単位：人)

区 分	令和6年度末	令和7年度増加	令和7年度減少	令和7年度末
男 性 職 員	96 (9)	5	5	96 (10)
女 性 職 員	52 (5)	4	3	53 (4)
計	148 (14)	9	8	149 (14)

(注) () 内は、出向者で内数です。

■ 店舗

店 舗 名	所 在 地	電 話 番 号
本 店	三重県津市栄町一丁目960番地	059-229-9023

■ 特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

■ 子会社等数の増減

(単位：社)

区 分	令和6年度末	令和7年度末	増減
子 会 社	0	0	0
子 法 人	0	0	0
関 連 法 人	1	1	0
計	1	1	0

組織・機構図

■ 関連会社の概況等

当会の関連会社（持分法適用の関連会社）である株式会社三重県農協情報センターは、JAグループ三重の共同利用施設として、県下JAおよび県組織の情報システムの企画・構築、情報処理サービスの提供を行っています。

● 概況

(令和8年3月末現在)

会 社 名	株式会社三重県農協情報センター
所 在 地	三重県津市栗真町屋町401番地の8
事 業 内 容	電子計算機処理・事務機器等の販売、斡旋
設 立 年 月 日	昭和47年12月19日
資 本 金	450百万円
当 会 の 議 決 権 比 率	26.66%
他 の 子 会 社 等 の 議 決 権 比 率	0.0%

● 主な財務内容

(令和8年3月末現在、単位：百万円)

売上高	経常利益	当期純利益	総資産	純資産
2,262	142	110	4,198	1,059

● 事業概況

JAの課題解決をIT面からサポートするとともに、JA受託システムの安定稼働、業務継続態勢の充実およびJA事業コストの削減について取り組みました。

当会のあゆみ

昭和23年 8 月	三重県信用農業協同組合連合会設立	平成15年 5 月	JASTEMシステムへの移行
25年 4 月	三重県農業会から資産譲受および債務引受	16年 1 月	マルチペイメントネットワークサービス取扱開始
29年 4 月	農林漁業金融公庫の代理業務開始	4 月	県内信用事業イントラネットシステム導入
34年12月	住宅金融公庫の代理業務開始	17年 3 月	決済用貯金取扱開始
44年 8 月	電算システム稼働	18年 4 月	百五銀行および県内信用金庫とATM利用手数料無料化提携
51年 6 月	国庫金振込事務取扱開始	11月	ICキャッシュカード取扱開始、日本銀行歳入復代理店資格取得
54年 1 月	全国内国為替制度加盟	19年 9 月	JAバンクATMの時間外手数料を無料化
55年 4 月	三重県農協貯金ネットサービス開始	20年 2 月	JAファームバンキングサービス取扱開始
59年 3 月	全国農協貯金ネットサービス開始	12月	新窓販国債および個人向け国債を取扱開始
61年12月	県下JA貯金 1 兆円突破	22年 3 月	県下JA貯金 2 兆円突破
63年12月	貯金 1 兆円突破	23年 1 月	JASTEM新システムへの移行
平成 2 年 5 月	全支所を廃止し、本所を本店に改称	11月	三重銀行および株式会社イーネットとATM利用手数料無料化提携
7 月	業態間CD提携取引開始	26年 2 月	顧客属性照会システム（CCS）の導入
3 年 2 月	歳入金窓口受入事務取扱開始	4 月	第三銀行とATM利用手数料無料化提携
6 年 5 月	新オンラインシステム稼働、手形・小切手の集中決済処理取扱開始	10月	法人JAネットバンク取扱開始
9 月	国債等窓口販売業務取扱開始	27年 5 月	JAバンクでんさいサービス取扱開始
8 年 4 月	自動化機器による振込取扱開始	28年 4 月	JASTEMネットワーク迂回中継回線の運用開始
9 年 9 月	文書為替集中入金処理取扱開始	29年 3 月	JASTEM-ATMへの移行
10月	口座振替依頼書集中管理取扱開始	30年 1 月	つみたてNISA取扱開始
11年 3 月	印鑑票照会システム稼働	10月	JASTEMシステムの更改
10月	投資信託窓口販売業務取扱開始	令和元年12月	JAバンクアプリ取扱開始
12年 5 月	郵便貯金CD提携取扱開始	4 年 1 月	遺言信託・遺産整理業務の取扱開始
10月	デビットカード取扱開始	11月	手形・小切手の電子交換取扱開始
13年 2 月	JAテレホンバンキングサービス取扱開始	5 年10月	TCFD提言への賛同
7 月	経営管理委員会制度導入	7 年 7 月	JA三重ビルを新設移転
11月	JAネットバンク（インターネットバンキングサービス）取扱開始	8 月	認定経営革新等支援機関の認定取得
14年 1 月	JAバンクシステム始動		

資料編目次

I 決算の状況

1. 貸借対照表……………	36
2. 損益計算書……………	37
3. キャッシュ・フロー計算書……………	38
4. 剰余金処分計算書……………	39
5. 注記表……………	39
6. 財務諸表の適正性等にかかる確認……………	52
7. 会計監査人の監査……………	52

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標……………	53
2. 利益総括表……………	53
3. 事業純益……………	54
4. 資金運用収支の内訳……………	54
5. 受取・支払利息の増減額……………	54

III 事業の概況

1. 貯金に関する指標……………	55
(1) 科目別貯金平均残高	
(2) 定期貯金残高	
2. 貸出金等に関する指標……………	55
(1) 科目別貸出金平均残高	
(2) 貸出金の金利条件別内訳残高	
(3) 貸出金の担保別内訳残高	
(4) 債務保証の担保別内訳残高	
(5) 貸出金の使途別内訳残高	
(6) 貸出金の業種別残高	
(7) 主要な農業関係の貸出金残高	
(8) 農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	
(9) 元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況	
(10) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	
(11) 貸出金償却の額	
3. 有価証券に関する指標……………	59
(1) 種類別有価証券平均残高	
(2) 商品有価証券種類別平均残高	
(3) 有価証券残存期間別残高	
4. 有価証券の時価情報等……………	61
(1) 有価証券の時価情報	
(2) 金銭の信託の時価情報	
(3) デリバティブ取引等	

IV 経営諸指標

1. 利益率……………	64
2. 貯貸率・貯証率……………	64

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況……………	65
(1) 自己資本の構成	
(2) 自己資本の充実度に関する事項	
2. 信用リスクに関する事項……………	69
(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および延滞エクスポージャーの期末残高	

(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額	
(3) 信用リスク・アセット残高内訳表	
(4) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額	
(5) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表	
3. 信用リスク削減手法に関する事項……………	78
(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	
4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項……………	80
(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳	
(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ	
(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ	
5. 証券化エクスポージャーに関する事項……………	81
(1) 保有する証券化エクスポージャーの額	
(2) リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額	
(3) 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額	
(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	
6. CVAリスクに関する事項……………	84
7. マーケット・リスクに関する事項……………	84
8. オペレーショナル・リスクに関する事項……………	84
9. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項……………	85
(1) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価	
(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却にともなう損益	
(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額	
(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額	
10. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項……………	86
11. 金利リスクに関する事項……………	87

VI 役員等の報酬体系

1. 役員……………	89
(1) 対象役員	
(2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法	
(3) 対象役員の報酬等の決定等	
2. 職員等……………	90
3. その他……………	90

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	令和7年度 (令和8年3月31日現在)	科 目	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	令和7年度 (令和8年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	3,369	4,587	貯金	1,817,498	1,785,165
預け金	1,054,081	983,093	当座貯金	23,119	20,179
系統預け金	1,053,151	983,008	普通貯金	5,776	6,478
系統外預け金	929	84	通知貯金	4,400	2,500
金銭の信託	32,618	31,895	別段貯金	4,732	4,957
有価証券	561,573	583,271	定期貯金	1,779,470	1,751,049
国債	133,834	157,449	譲渡性貯金	18,700	14,600
地方債	38,055	34,201	借入金	10,000	10,000
短期社債	32,971	—	代理業務勘定	0	6
社債	208,086	190,008	その他負債	16,279	6,762
外国証券	57,610	74,299	貸付留保金	979	13
株式	18,637	25,913	未払法人税等	149	126
受益証券	68,981	97,974	貯金利子諸税その他	33	23
投資証券	3,396	3,424	従業員預り金	179	176
貸出金	237,089	239,149	仮受金	1	0
手形貸付	1,956	2,595	資産除去債務	1	1
証書貸付	195,357	197,999	未払金	—	164
当座貸越	14,271	15,314	未払費用	1,360	3,786
金融機関貸付	25,503	23,239	前受収益	47	61
その他資産	3,926	6,013	約定取引未決済借	13,410	2,276
従業員貸付金	44	43	未決済為替借	114	131
差入保証金	44	44	諸引当金	6,107	6,121
仮払金	35	43	相互援助積立金	5,055	5,055
未収還付法人税等	229	483	賞与引当金	62	67
未収金	1	72	退職給付引当金	939	938
その他の資産	1,347	1,329	役員退職慰労引当金	49	60
未収収益	1,860	3,141	債務保証	1,167	1,062
前払費用	0	0			
約定取引未決済貸	99	602	負債の部合計	1,869,753	1,823,719
未決済為替貸	262	250	(純資産の部)		
有形固定資産	865	1,511	出資金	68,752	68,752
建物	41	1,475	(うち後配出資金)	(40,112)	(40,112)
土地	1	1	利益剰余金	58,502	58,781
建設仮勘定	820	—	利益準備金	27,590	28,130
その他の有形固定資産	2	34	その他利益剰余金	30,912	30,651
無形固定資産	24	15	経営基盤安定化積立金	2,000	2,000
ソフトウェア	19	10	特別積立金	22,900	23,400
その他の無形固定資産	4	4	当期末処分剰余金	6,012	5,251
外部出資	104,769	104,770	(うち当期剰余金)	(2,694)	(2,737)
系統出資	104,111	104,111	会員資本合計	127,254	127,533
系統外出資	537	538	その他有価証券評価差額金	△ 2,191	△ 125
子会社等出資	120	120	評価・換算差額等合計	△ 2,191	△ 125
繰延税金資産	779	666			
債務保証見返	1,167	1,062	純資産の部合計	125,062	127,408
貸倒引当金	△ 5,447	△ 4,908			
資産の部合計	1,994,816	1,951,127	負債および純資産の部合計	1,994,816	1,951,127

I 決算の状況

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 〔 自令和 6年4月 1日 至令和 7年3月31日 〕	令和7年度 〔 自令和 7年4月 1日 至令和 8年3月31日 〕
経常収益	23,811	26,089
資金運用収益	14,813	19,739
貸出金利息	1,515	2,034
預け金利息	669	2,222
有価証券利息配当金	6,233	8,808
コールローン利息	29	17
その他の受入利息	6,365	6,656
(うち受取奨励金)	(6,352)	(6,656)
役務取引等収益	209	239
受入為替手数料	145	144
その他の受入手数料	64	95
その他の事業収益	2,559	1,094
受取助成金	9	—
国債等債券売却益	2,510	1,072
金融派生商品収益	17	—
その他の事業収益	22	22
(うち受取出資配当金)	(22)	(22)
その他の経常収益	6,228	5,015
貸倒引当金戻入益	—	263
償却債権取立益	0	—
株式等売却益	5,007	3,225
金銭の信託運用益	1,197	1,503
その他の経常収益	23	23
経常費用	20,861	22,838
資金調達費用	10,379	13,720
貯金利息	581	3,975
譲渡性貯金利息	21	99
借入金利息	8	54
債券貸借取引支払利息	13	3
その他の支払利息	9,753	9,586
(うち支払奨励金)	(9,742)	(9,576)
役務取引等費用	194	211
支払為替手数料	2	2
その他の支払手数料	192	209
その他の役務取引等費用	0	0
その他の事業費用	6,911	4,509
国債等債券売却損	6,911	4,509
経費	2,679	3,071
人物件費用	1,479	1,503
人物件	1,091	1,299
税	108	268
その他の経常費用	696	1,325
貸出金償却	—	900
貸倒引当金繰入額	488	—
株式等売却損	53	317
金銭の信託運用損	60	91
その他の経常費用	93	16
経常利益	2,949	3,251
特別損失	0	59
固定資産処分損失	0	56
その他の特別損失	—	3
税引前当期利益	2,949	3,191
法人税、住民税および事業税	419	341
法人税等調整額	△ 165	112
法人税等合計	254	454
当期剰余金	2,694	2,737
当期首繰越剰余金	3,317	2,514
当期末処分剰余金	6,012	5,251

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 〔自令和6年4月1日 至令和7年3月31日〕	令和7年度 〔自令和7年4月1日 至令和8年3月31日〕
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	2,949	3,191
減価償却費	26	77
貸倒引当金の増減額（△は減少）	488	△ 539
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△ 37	△ 1
その他の引当金・積立金の増減額（△は減少）	7	16
資金運用収益	△ 14,813	△ 19,739
資金調達費用	10,379	13,720
有価証券関係損益（△は益）	△ 722	64
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	△ 1,137	△ 2,061
固定資産処分損益（△は益）	0	7
貸出金の純増（△）減	18,270	△ 2,059
預け金の純増（△）減	35,983	40,000
買入金銭債権の純増（△）減	10,006	—
貯金の純増減（△）	△ 79,585	△ 36,433
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	△ 47,944	—
資金運用による収入	15,710	19,976
資金調達による支出	△ 9,918	△ 11,304
事業分量配当金の支払額	△ 2,166	△ 1,902
その他	2,974	△ 1,086
小 計	△ 59,529	1,924
法人税等の支払額	△ 319	△ 365
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 59,849	1,559
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 354,384	△ 457,726
有価証券の売却による収入	230,893	67,285
有価証券の償還による収入	221,214	359,300
金銭の信託の増加による支出	△ 3,506	△ 2,822
金銭の信託の減少による収入	1,319	3,912
固定資産の取得による支出	△ 473	△ 722
外部出資の増加による支出	△ 15,624	△ 0
投資活動によるキャッシュ・フロー	79,438	△ 30,774
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 537	△ 555
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 537	△ 555
4 現金および現金同等物にかかる換算差額	—	—
5 現金および現金同等物の増減額（△は減少）	19,051	△ 29,770
6 現金および現金同等物の期首残高	50,377	69,429
7 現金および現金同等物の期末残高	69,429	39,659

I 決算の状況

4. 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
1 当期末処分剰余金	6,012	5,251
2 剰余金処分額	3,498	3,419
(1) 利益準備金	540	550
(2) 任意積立金	500	500
特別積立金	500	500
(3) 出資配当金	555	564
普通出資に対する配当金	429	429
後配出資に対する配当金	96	104
第二種後配出資に対する配当金	29	29
(4) 事業分量配当金	1,902	1,805
3 次期繰越剰余金	2,514	1,832

(注) 1. 出資に対する配当率は次のとおりです。
 令和6年度 普通出資1.50% 後配出資0.92% 第二種後配出資0.10%
 令和7年度 普通出資1.50% 後配出資1.00% 第二種後配出資0.10%

2. 事業分量配当の分配の基準は、次のとおりです。
 令和6年度 系統定期貯金の年間平均残高に対し、年0.107%を乗じた金額
 令和7年度 系統定期貯金の年間平均残高に対し、年0.105%を乗じた金額

5. 注記表

令和6年度

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・子会社・子法人等株式および関連法人等株式
 - ……原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他の有価証券……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1

令和7年度

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・子会社・子法人等株式および関連法人等株式
 - ……原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他の有価証券……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1

令和6年度

日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	6年～50年
その他	5年～20年

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

(7) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

⑤ 相互援助積立金

相互援助積立金は、JAバンクの信用向上に資するため、「三重県JAバンク支援制度要領」に基づき計上しています。

(8) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。

令和7年度

日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	6年～50年
その他	5年～20年

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

(7) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

⑤ 相互援助積立金

相互援助積立金は、JAバンクの信用向上に資するため、「三重県JAバンク支援制度要領」に基づき計上しています。

(8) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しています。

I 決算の状況

令和6年度

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

- ① 当年度にかかる計算書類に計上した額
貸倒引当金 5,447百万円
- ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項（7）引当金の計上方法①貸倒引当金」に記載しています。
 - b 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
 - c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度にかかる計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

- ① 当年度にかかる計算書類に計上した額
「5 金融商品に関する事項（2）金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。
- ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
金融商品の時価の算出方法は、「5 金融商品に関する事項（2）金融商品の時価等に関する事項②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。
 - b 主要な仮定
主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。
 - c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、501百万円です。
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は、181百万円です。
- (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として車輛等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合 計
オペレーティング・リース	36百万円	61百万円	98百万円

令和7年度

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

- ① 当年度にかかる計算書類に計上した額
貸倒引当金 4,908百万円
- ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項（7）引当金の計上方法①貸倒引当金」に記載しています。
 - b 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
 - c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度にかかる計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

- ① 当年度にかかる計算書類に計上した額
「5 金融商品に関する事項（2）金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。
- ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
金融商品の時価の算出方法は、「5 金融商品に関する事項（2）金融商品の時価等に関する事項②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。
 - b 主要な仮定
主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。
 - c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、313百万円です。
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は、93百万円です。
- (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として車輛等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合 計
オペレーティング・リース	37百万円	131百万円	168百万円

令和6年度

- (4) 担保に供している資産は、為替決済、公金決済等の取引の担保として、預け金50,000百万円、有価証券292百万円を差し入れています。
- (5) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が国債に合計17,162百万円含まれています。
- (6) 子会社等に対する金銭債権の総額は1,490百万円です。
- (7) 子会社等に対する金銭債務の総額は372百万円です。
- (8) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権・債務はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。
- (9) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権額、危険債権額およびその合計額は次のとおりです。なお、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はあります。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	11百万円
危険債権額	5,523百万円
合計額	5,535百万円

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (10) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は、61,994百万円です。
- (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金18,017百万円が含まれています。

4 損益計算書に関する事項

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 5百万円 |
| うち事業取引高 | 5百万円 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 284百万円 |
| うち事業取引高 | 284百万円 |

5 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針

令和7年度

- (4) 担保に供している資産は、為替決済、公金決済等の取引の担保として、預け金51,000百万円、有価証券292百万円を差し入れています。
- (5) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が国債に合計66,069百万円含まれています。
- (6) 子会社等に対する金銭債権の総額は1,560百万円です。
- (7) 子会社等に対する金銭債務の総額は434百万円です。
- (8) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権・債務はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。
- (9) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権額、危険債権額およびその合計額は次のとおりです。なお、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はあります。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	88百万円
危険債権額	4,521百万円
合計額	4,610百万円

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (10) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は、61,901百万円です。
- (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金18,687百万円が含まれています。

4 損益計算書に関する事項

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 10百万円 |
| うち事業取引高 | 10百万円 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 301百万円 |
| うち事業取引高 | 301百万円 |

5 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針

I 決算の状況

令和6年度

当会は、三重県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金(当座貸越契約および貸出コミットメントを含む)、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、金銭の信託および有価証券は、主に株式、債券、投資信託、オルタナティブ資産で運用しており、満期保有目的、純投資目的(運用目的およびその他目的)で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、農林中央金庫から借り入れた日銀気候変動対応資金供給オペレーションに基づく資金です。

デリバティブ取引には、その他有価証券で保有する債券、株式のリスクヘッジを目的として行っている先物取引および保有有価証券の運用効率向上を目的として行っているオプション取引があります。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスク管理基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行いリスク管理委員会およびALM委員会に報告しています。

信用リスク取引にかかる年間の運用方針等は、企画会議またはALM委員会において審議のうえ、理事会において決定しています。また、リスク管理委員会を毎月開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容を把握するとともに、状況に応じて対応方針を協議しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規程等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において方針を協議し、運営状況(投資方針等ALM委員会の主要決定事項、

令和7年度

当会は、三重県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金(当座貸越契約および貸出コミットメントを含む)、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、金銭の信託および有価証券は、主に株式、債券、投資信託、オルタナティブ資産で運用しており、満期保有目的、純投資目的(運用目的およびその他目的)で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、農林中央金庫から借り入れた日銀気候変動対応資金供給オペレーションに基づく資金です。

デリバティブ取引には、その他有価証券で保有する債券、株式のリスクヘッジを目的として行っている先物取引および保有有価証券の運用効率向上を目的として行っているオプション取引があります。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスク管理基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行いリスク管理委員会およびALM委員会に報告しています。

信用リスク取引にかかる年間の運用方針等は、企画会議またはALM委員会において審議のうえ、理事会において決定しています。また、リスク管理委員会を毎月開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容を把握するとともに、状況に応じて対応方針を協議しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規程等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において方針を協議し、運営状況(投資方針等ALM委員会の主要決定事項、

令和6年度

当面の見通し等)について、毎月理事会および経営管理委員会に報告する体制をとっています。

また、金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク管理委員会に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、有価証券の為替変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、時価の把握を定期的に行いALM委員会に報告しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会で協議した方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。また、リスク管理統括部門および有価証券運用部門で行ったリスク分析の結果については、リスク管理委員会およびALM委員会に報告し、運用方針の協議を行っています。

このほか、総務部門で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、モニタリング、事務処理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立して管理しています。

(e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のVaRは分散共分散法（信頼区間99%、観測期間5年、保有期間：有価証券60営業日、預け金等250営業日）により算出しており、令和7年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で19,741百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

令和7年度

当面の見通し等)について、毎月理事会および経営管理委員会に報告する体制をとっています。

また、金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク管理委員会に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、有価証券の為替変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、時価の把握を定期的に行いALM委員会に報告しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会で協議した方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。また、リスク管理統括部門および有価証券運用部門で行ったリスク分析の結果については、リスク管理委員会およびALM委員会に報告し、運用方針の協議を行っています。

このほか、総務部門で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、モニタリング、事務処理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立して管理しています。

(e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のVaRは分散共分散法（信頼区間99%、観測期間5年、保有期間：有価証券60営業日、預け金等250営業日）により算出しており、令和8年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で37,310百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

I 決算の状況

令和6年度

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預け金	1,054,081	1,051,892	△2,188
金銭の信託	32,618	32,618	—
運用目的の金銭の信託	500	500	—
その他の金銭の信託	32,118	32,118	—
有価証券	561,573	557,935	△3,638
満期保有目的の債券	66,543	62,905	△3,638
その他有価証券	495,030	495,030	—
貸出金	237,089		
貸倒引当金	△5,381		
貸倒引当金控除後	231,707	230,140	△1,566
資産計	1,879,980	1,872,586	△7,394
貯金	1,836,198	1,833,068	△3,130
借入金	10,000	9,982	△17
負債計	1,846,198	1,843,051	△3,147

- (注) 1. その他の金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。
2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。
3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金18,700百万円を含めています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成する有価証券や貸出金の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しています。

令和7年度

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預け金	983,093	980,066	△3,027
金銭の信託	29,865	29,865	—
運用目的の金銭の信託	500	500	—
その他の金銭の信託	29,365	29,365	—
有価証券	583,271	566,559	△16,711
満期保有目的の債券	98,807	82,096	△16,711
その他有価証券	484,463	484,463	—
貸出金	239,149		
貸倒引当金	△4,845		
貸倒引当金控除後	234,303	225,319	△8,983
資産計	1,830,532	1,801,810	△28,722
貯金	1,799,765	1,798,423	△1,342
借入金	10,000	9,982	△17
負債計	1,809,765	1,808,405	△1,359

- (注) 1. その他の金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。
2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。
3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金14,600百万円を含めています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成する有価証券や貸出金の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しています。

令和6年度

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

非上場株式	153百万円
組合出資金	1,682百万円
その他外部出資	104,616百万円

(注) 1. 非上場株式およびその他外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

2. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としていません。なお、組合出資金は、「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号2024年7月1日）第132項で定める任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等を含めていません。

令和7年度

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

非上場株式	153百万円
組合出資金	2,030百万円
その他外部出資	104,617百万円

(注) 1. 非上場株式およびその他外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

2. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としていません。なお、組合出資金は、「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号2025年3月11日）第132項で定める任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等を含めていません。

I 決算の状況

令和6年度

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,054,081	—	—	—	—	—
有価証券	49,706	27,657	47,758	48,372	45,447	306,069
満期保有目的の債券	72	—	—	—	—	69,582
その他の有価証券のうち満期があるもの	49,633	27,657	47,758	48,372	45,447	236,486
貸出金	57,283	40,245	19,621	27,707	24,812	67,409
合 計	1,161,070	67,902	67,379	76,080	70,260	373,479

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）197百万円については「1年以内」に含めています。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等9百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,817,003	164	300	10	20	—
譲渡性貯金	18,700	—	—	—	—	—
借入金	10,000	—	—	—	—	—
合 計	1,845,703	164	300	10	20	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 売買目的有価証券はありません。

② 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社 債	195	196	0
	小 計	195	196	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	52,887	49,841	△3,046
	社 債	13,459	12,867	△592
	小 計	66,347	62,708	△3,638
	合 計	66,543	62,905	△3,638

令和7年度

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	983,093	—	—	—	—	—
有価証券	24,428	44,927	54,024	48,666	34,258	335,776
満期保有目的の債券	68	—	—	—	—	103,670
その他の有価証券のうち満期があるもの	24,360	44,927	54,024	48,666	34,258	232,105
貸出金	61,069	22,964	35,843	28,920	21,290	68,975
合 計	1,068,591	67,892	89,868	77,587	55,548	404,751

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）220百万円については「1年以内」に含めています。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等83百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,768,807	1,533	12,909	591	1,323	—
譲渡性貯金	14,600	—	—	—	—	—
借入金	10,000	—	—	—	—	—
合 計	1,793,407	1,533	12,909	591	1,323	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 売買目的有価証券はありません。

② 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	86,068	71,277	△14,791
	社 債	12,739	10,819	△1,920
	小 計	98,807	82,096	△16,711
	合 計	98,807	82,096	△16,711

令和6年度

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	13,957	6,675	7,282
	債券	22,591	21,810	781
	国債	16,662	15,955	707
	地方債	2,176	2,127	48
	短期社債	—	—	—
	社債	2,251	2,227	24
	外国証券	1,501	1,499	1
	受益証券	39,540	24,861	14,679
	投資証券	1,854	1,579	274
	小計	77,944	54,926	23,018
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,679	5,321	△642
	債券	381,423	403,264	△21,840
	国債	64,285	71,468	△7,183
	地方債	35,879	39,143	△3,263
	短期社債	32,971	32,992	△21
	社債	192,178	202,728	△10,550
	外国証券	56,109	56,931	△821
	受益証券	29,440	31,243	△1,802
	投資証券	1,541	1,657	△115
	小計	417,085	441,487	△24,401
	合計	495,030	496,413	△1,383

(注) 上記差額合計が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	1,865	335	35
債券	216,648	2,417	6,893
その他	12,425	4,765	36
合計	230,940	7,517	6,965

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 500百万円

当年度の損益に含まれた評価差額 ー百万円

② 満期保有目的の金銭の信託はありません。

③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	32,118	32,926	△808	467	△1,276

(注) 1. 上記差額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

令和7年度

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	24,094	10,750	13,344
	債券	19,018	18,870	147
	地方債	1,732	1,726	6
	社債	660	653	7
	外国証券	16,624	16,489	134
	受益証券	64,383	41,075	23,307
	投資証券	2,522	2,051	471
	小計	110,018	72,747	37,271
	株式	1,818	2,021	△202
	債券	338,132	372,588	△34,456
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国債	71,381	85,781	△14,400
	地方債	32,468	37,385	△4,916
	社債	176,608	190,675	△14,066
	外国証券	57,674	58,746	△1,072
	受益証券	33,591	35,273	△1,681
	投資証券	901	957	△55
	小計	374,444	410,840	△36,396
	合計	484,463	483,588	875

(注) 上記差額合計が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	3,950	687	81
債券	53,298	970	4,508
その他	10,481	2,640	236
合計	67,730	4,298	4,827

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 500百万円

当年度の損益に含まれた評価差額 ー百万円

② 満期保有目的の金銭の信託はありません。

③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	31,395	32,396	△1,000	614	△1,614

(注) 1. 上記差額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

I 決算の状況

令和6年度

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度であるが、一部に全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しており、積立型制度に区分して記載しています。）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、職位と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する確定給付企業年金制度および退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	977百万円
退職給付費用	115百万円
退職給付の支払額	△140百万円
制度への拠出額	△13百万円
期末における退職給付引当金	939百万円

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,359百万円
年金資産	△419百万円
	939百万円
非積立型制度の退職給付債務	－百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	939百万円
退職給付引当金	939百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	939百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	115百万円
----------------	--------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、16百万円となっています。

また、存続組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、116百万円となっています。

令和7年度

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度であるが、一部に全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しており、積立型制度に区分して記載しています。）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、職位と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する確定給付企業年金制度および退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	939百万円
退職給付費用	75百万円
退職給付の支払額	△63百万円
制度への拠出額	△13百万円
期末における退職給付引当金	938百万円

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,348百万円
年金資産	△409百万円
	938百万円
非積立型制度の退職給付債務	－百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	938百万円
退職給付引当金	938百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	938百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	75百万円
----------------	-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、16百万円となっています。

また、存続組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、103百万円となっています。

令和6年度

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
退職給付引当金	264百万円
繰延資産償却超過額	28百万円
賞与引当金	17百万円
貸出金償却	42百万円
貸倒引当金	1,354百万円
相互援助積立金	1,423百万円
貸出金未収利息	451百万円
有価証券有税償却額	299百万円
未払支払奨励金	224百万円
その他有価証券評価差額金	617百万円
その他	93百万円
繰延税金資産小計	4,817百万円
評価性引当額	△4,036百万円
繰延税金資産合計(A)	780百万円
繰延税金負債	
その他	△1百万円
繰延税金負債合計(B)	△1百万円
繰延税金資産の純額(A) + (B)	779 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.44%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.26%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.81%
事業分当配当金	△17.70%
住民税均等割等	0.13%
評価性引当額の増減	0.56%
税率変更による期末繰延税金資産(負債)の増額修正	△0.25%
その他	0.00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.62%

- (3) 税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債への影響額
 防衛特別法人税が令和7年3月31日に国会で成立したことにと
 もない、令和8年4月1日に開始する年度に解消が見込まれる一
 時差異について、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用
 した法定実効税率は、前事業年度の27.44%から28.16%に
 変更されました。その結果、繰延税金資産が7,695千円、繰延
 税金負債が49千円それぞれ増加し、法人税等調整額が7,646
 千円増加しています。

令和7年度

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
退職給付引当金	264百万円
繰延資産償却超過額	39百万円
賞与引当金	19百万円
繰延消費税償却超過額	36百万円
貸出金償却	42百万円
貸倒引当金	1,319百万円
相互援助積立金	1,423百万円
貸出金未収利息	480百万円
有価証券有税償却額	299百万円
未払支払奨励金	228百万円
その他有価証券評価差額金	35百万円
その他	91百万円
繰延税金資産小計	4,279百万円
評価性引当額	△3,611百万円
繰延税金資産合計(A)	668百万円
繰延税金負債	
その他	△2百万円
繰延税金負債合計(B)	△2百万円
繰延税金資産の純額(A) + (B)	666百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.44%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.28%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.01%
事業分当配当金	△15.52%
住民税均等割等	0.12%
評価性引当額の増減	4.79%
税額控除	△0.59%
税率変更による期末繰延税金資産(負債)の増額修正	△0.29%
その他	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.23%

I 決算の状況

令和6年度

- 10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項**
キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金です。
- 11 持分法損益等に関する事項**
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等
- | | |
|--------------------|--------|
| 関連会社に対する投資の金額 | 120百万円 |
| 持分法を適用した場合の投資の金額 | 253百万円 |
| 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | 49百万円 |

令和7年度

- 10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項**
キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金です。
- 11 持分法損益等に関する事項**
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等
- | | |
|--------------------|--------|
| 関連会社に対する投資の金額 | 120百万円 |
| 持分法を適用した場合の投資の金額 | 282百万円 |
| 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | 29百万円 |

6. 財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

- ① 私は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年6月30日

三重県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 内藤 真毅

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表および剰余金処分計算書を指しています。

7. 会計監査人の監査

令和6年度および令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、千口)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	19,786	19,179	18,765	23,811	26,089
経 常 利 益	2,734	3,016	4,103	2,949	3,251
当 期 剰 余 金	2,530	3,145	3,763	2,694	2,737
出 資 金 (出 資 口 数)	68,752 (13,750)	68,752 (13,750)	68,752 (13,750)	68,752 (13,750)	68,752 (13,750)
純 資 産 額	138,072	130,638	140,539	125,062	127,408
総 資 産 額	2,266,649	2,155,868	2,127,475	1,994,816	1,951,127
貯 金 等 残 高	2,005,198	1,950,755	1,915,783	1,836,198	1,799,765
貸 出 金 残 高	267,375	264,780	255,360	237,089	239,149
有 価 証 券 残 高	763,291	682,928	665,515	561,573	583,271
剰 余 金 配 当 金 額	1,029	2,617	2,704	2,458	2,369
普 通 出 資 配 当 額	429	429	429	429	429
後 配 出 資 配 当 額	78	78	78	96	104
第 二 種 後 配 出 資 配 当 額	29	29	29	29	29
事 業 分 量 配 当 額	491	2,079	2,166	1,902	1,805
職 員 数	155人	149人	149人	148人	149人
単 体 自 己 資 本 比 率	12.71%	12.96%	13.43%	14.13%	13.62%

(注)「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
資 金 運 用 収 支	4,611	6,271	1,659
役 務 取 引 等 収 支	14	28	13
そ の 他 事 業 収 支	△ 4,351	△ 3,415	936
事 業 粗 利 益 (事 業 粗 利 益 率)	274 (0.01)	2,883 (0.16)	2,609 (0.14)

(注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)
 2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
 3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
 4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
 5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

3. 事業純益

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
事業純益	△ 2,404	△ 202	2,202
実質事業純益	△ 2,404	△ 187	2,217
コア事業純益	1,995	3,250	1,254
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	1,997	2,448	450

(注) 1. 事業純益＝事業粗利益－経費－一般貸倒引当金繰入額
 2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
 3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

4. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	1,903,658	14,813	0.78	1,822,645	19,739	1.08
うち 預 け 金	1,065,245	7,021	0.66	979,670	8,878	0.91
うち 有 価 証 券	577,772	6,233	1.08	599,189	8,808	1.47
うち 貸 出 金	246,729	1,515	0.61	241,287	2,034	0.84
資金調達勘定	1,868,136	10,201	0.55	1,791,436	13,468	0.75
うち 貯 金	1,854,908	10,324	0.56	1,795,262	13,551	0.75
うち 譲渡性貯金	18,649	21	0.12	18,688	99	0.53
うち 借 用 金	10,000	8	0.08	10,000	54	0.54
総資金利ざや	－	－	0.09	－	－	0.16

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
 資金調達原価率＝(資金調達費用(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息(支払雑利息等))＋経費－金銭の信託運用見合費用)／(貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等)－金銭の信託運用見合額)×100
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 資金調達勘定の「うち貯金」の利息には、支払奨励金が含まれています。
 4. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

5. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受 取 利 息	918	4,926
うち 預 け 金	1,484	1,856
うち 有 価 証 券	84	2,575
うち 貸 出 金	△ 651	518
支 払 利 息	419	3,266
うち 貯 金	368	3,226
うち 譲 渡 性 貯 金	21	77
うち 借 用 金	8	45
差 引	499	1,659

(注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 支払利息の「うち貯金」には、支払奨励金が含まれています。
 4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

Ⅲ 事業の概況

1. 貯金に関する指標

(1) 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
流動性貯金	28,147 (1.5)	35,283 (1.9)	7,135
定期性貯金	1,825,150 (97.4)	1,758,359 (96.9)	△ 66,790
その他の貯金	1,610 (0.1)	1,620 (0.1)	9
小 計	1,854,908 (99.0)	1,795,262 (99.0)	△ 59,645
譲渡性貯金	18,649 (1.0)	18,688 (1.0)	39
合 計	1,873,557 (100.0)	1,813,951 (100.0)	△ 59,606

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋積立定期貯金
 3. () 内は構成比です。

(2) 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
定期貯金	1,779,470 (100.0)	1,751,049 (100.0)	△ 28,421
うち 固定金利定期	1,779,470 (100.0)	1,751,049 (100.0)	△ 28,421
うち 変動金利定期	－ (－)	－ (－)	－

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。

2. 貸出金等に関する指標

(1) 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
手形貸付	1,320	2,604	1,283
証書貸付	231,505	222,600	△ 8,904
当座貸越	13,892	16,082	2,190
割引手形	11	－	△ 11
合 計	246,729	241,287	△ 5,442

(2) 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
固定金利貸出	181,773 (76.7)	183,271 (76.6)	1,497
変動金利貸出	55,315 (23.3)	55,878 (23.4)	562
合 計	237,089 (100.0)	239,149 (100.0)	2,059

(注) () 内は構成比です。

(3) 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	5	95	90
有 価 証 券	11,009	11,356	347
動 産	1,732	1,564	△ 168
不 動 産	16,371	15,286	△ 1,085
そ の 他 担 保 物	1,931	1,889	△ 42
小 計	31,050	30,192	△ 858
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	1,477	1,261	△ 216
そ の 他 保 証	69	52	△ 17
小 計	1,547	1,315	△ 232
信 用	204,491	207,641	3,150
合 計	237,089	239,149	2,059

(4) 債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	－	－	－
有 価 証 券	－	－	－
動 産	－	－	－
不 動 産	－	－	－
そ の 他 担 保 物	－	－	－
小 計	－	－	－
信 用	1,167	1,062	△ 104
合 計	1,167	1,062	△ 104

(5) 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
設 備 資 金	16,112 (6.8)	16,124 (6.7)	12
運 転 資 金	220,976 (93.2)	223,024 (93.3)	2,047
合 計	237,089 (100.0)	239,149 (100.0)	2,059

(注) () 内は構成比です。

Ⅲ 事業の概況

(6) 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	5,173 (2.2)	5,024 (2.1)	△ 149
林 業	－ (－)	－ (－)	－
水 産 業	30 (0.0)	100 (0.0)	70
製 造 業	28,360 (12.0)	29,514 (12.3)	1,153
鉱 業	239 (0.1)	233 (0.1)	△ 6
建 設 業	5,047 (2.1)	5,459 (2.3)	412
電気・ガス・熱供給・水道業	11,144 (4.7)	11,002 (4.6)	△ 142
運 輸 ・ 通 信 業	19,832 (8.4)	17,569 (7.4)	△ 2,262
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	18,331 (7.7)	15,449 (6.5)	△ 2,882
金 融 ・ 保 険 業	61,603 (26.0)	61,339 (25.7)	△ 264
不 動 産 業	30,659 (12.9)	32,279 (13.5)	1,620
サ ー ビ ス 業	35,937 (15.2)	38,050 (15.9)	2,112
地 方 公 共 団 体	20,681 (8.7)	23,098 (9.7)	2,417
そ の 他	46 (0.0)	28 (0.0)	△ 18
合 計	237,089 (100.0)	239,149 (100.0)	2,059

(注) () 内は構成比です。

(7) 主要な農業関係の貸出金残高

①営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
穀 作	295	368	73
野 菜 ・ 園 芸	318	289	△ 29
果 樹 ・ 樹 園 農 業	13	13	－
工 芸 作 物	316	237	△ 79
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	2,814	3,175	360
養 鶏 ・ 養 卵	298	273	△ 24
養 蚕	－	－	－
そ の 他 農 業	1,882	1,380	△ 502
農 業 関 連 団 体 等	3,123	2,709	△ 414
合 計	9,064	8,448	△ 616

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
なお、上記(6)の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

②資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	7,477	6,701	△ 775
農 業 制 度 資 金	1,587	1,746	159
う ち 農 業 近 代 化 資 金	1,376	1,533	156
う ち そ の 他 制 度 資 金	210	213	3
合 計	9,064	8,448	△ 616

(注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	5,807	5,489	△ 317
合 計	5,807	5,489	△ 317

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

(8) 農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況 (単位：百万円)

債 権 区 分	令和6年度					令和7年度				
	債 権 額	保 全 額				債 権 額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	11	5	0	5	11	88	8	—	80	88
危 険 債 権	5,523	255	87	4,820	5,164	4,521	235	95	4,191	4,521
要 管 理 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三 月 以 上 延 滞 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	5,535	261	87	4,826	5,175	4,610	243	95	4,272	4,610
正 常 債 権	232,867					235,803				
合 計	238,402					240,414				

(注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権
 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
 2. 危険債権
 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
 3. 要管理債権
 農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
 4. 三月以上延滞債権
 元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものをいいます。
 5. 貸出条件緩和債権
 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
 6. 正常債権
 債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1. 2. 4. 5. に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

Ⅲ 事業の概況

(9) 元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況
該当する取引はありません。

(10) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	680	620	—	680	620	620	635	—	620	635
個別貸倒引当金	4,277	4,827	—	4,277	4,827	4,827	4,272	275	4,551	4,272
合 計	4,958	5,447	—	4,958	5,447	5,447	4,908	275	5,171	4,908

(注) 洗替表示となっています。

(11) 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却 額	—	900

(注) 貸出金償却は、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を相殺する前の金額です。

3. 有価証券に関する指標

(1) 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
国 債	116,186	153,011	36,825
地 方 債	48,467	39,864	△ 8,603
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	23,443	41,309	17,865
社 債	265,874	214,114	△ 51,759
株 式	11,494	12,023	529
外 国 証 券	59,310	74,605	15,294
受 益 証 券	49,614	61,256	11,641
投 資 証 券	3,381	3,004	△ 376
合 計	577,772	599,189	21,416

(2) 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

(3) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和6年度								
国 債	－	1,033	5,224	10,404	－	117,172	－	133,834
地 方 債	2,259	5,031	5,202	5,373	10,294	9,893	－	38,055
政府保証債	－	－	－	－	－	－	－	－
金 融 債	－	－	－	－	－	－	－	－
短期社債	32,971	－	－	－	－	－	－	32,971
社 債	7,781	33,367	47,012	19,709	22,215	75,983	2,016	208,086
株 式	－	－	－	－	－	－	18,637	18,637
外国証券	4,977	24,857	26,515	1,259	－	－	－	57,610
受益証券	1,468	9,994	8,061	853	2,142	7,542	38,918	68,981
投資証券	－	－	－	－	－	－	3,396	3,396
合 計	49,458	74,285	92,015	37,600	34,652	210,592	62,968	561,573
令和7年度								
国 債	－	－	－	－	979	156,469	－	157,449
地 方 債	2,173	5,555	4,459	5,999	9,135	6,878	－	34,201
政府保証債	－	－	－	－	－	－	－	－
金 融 債	－	－	－	－	－	－	－	－
短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
社 債	13,434	48,605	38,134	18,989	10,790	58,047	2,006	190,008
株 式	－	－	－	－	－	－	25,913	25,913
外国証券	6,431	32,715	32,363	2,788	－	－	－	74,299
受益証券	1,974	9,797	5,476	3,496	7,744	14,448	55,036	97,974
投資証券	－	－	－	－	－	－	3,424	3,424
合 計	24,014	96,673	80,433	31,275	28,649	235,844	86,380	583,271

(注) 金額は貸借対照表計上額によっています。

Ⅲ 事業の概況

4. 有価証券の時価情報等

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	195	196	0	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	—	—	—
	投資証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	195	196	0	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	52,887	49,841	△ 3,046	86,068	71,277	△ 14,791
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	13,459	12,867	△ 592	12,739	10,819	△ 1,920
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	—	—	—
	投資証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	66,347	62,708	△ 3,638	98,807	82,096	△ 16,711
合 計		66,543	62,905	△ 3,638	98,807	82,096	△ 16,711

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	13,957	6,675	7,282	24,094	10,750	13,344
	債 券	22,591	21,810	781	19,018	18,870	147
	国 債	16,662	15,955	707	—	—	—
	地 方 債	2,176	2,127	48	1,732	1,726	6
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	2,251	2,227	24	660	653	7
	外国証券	1,501	1,499	1	16,624	16,489	134
	受 益 証 券	39,540	24,861	14,679	64,383	41,075	23,307
	投 資 証 券	1,854	1,579	274	2,522	2,051	471
	小 計	77,944	54,926	23,018	110,018	72,747	37,271
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	4,679	5,321	△ 642	1,818	2,021	△ 202
	債 券	381,423	403,264	△ 21,840	338,132	372,588	△ 34,456
	国 債	64,285	71,468	△ 7,183	71,381	85,781	△ 14,400
	地 方 債	35,879	39,143	△ 3,263	32,468	37,385	△ 4,916
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	32,971	32,992	△ 21	—	—	—
	社 債	192,178	202,728	△ 10,550	176,608	190,675	△ 14,066
	外国証券	56,109	56,931	△ 821	57,674	58,746	△ 1,072
	受 益 証 券	29,440	31,243	△ 1,802	33,591	35,273	△ 1,681
	投 資 証 券	1,541	1,657	△ 115	901	957	△ 55
	小 計	417,085	441,487	△ 24,401	374,444	410,840	△ 36,396
合 計		495,030	496,413	△ 1,383	484,463	483,588	875

(2) 金銭の信託の時価情報

①運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	500	—	500	—

Ⅲ 事業の概況

②満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和6年度					令和7年度				
	貸借 対照表 計上額	時 価	差 額	うち時価 が貸借対 照表計上 額を超える もの	うち時価 が貸借対 照表計上 額を超え ないもの	貸借 対照表 計上額	時 価	差 額	うち時価 が貸借対 照表計上 額を超える もの	うち時価 が貸借対 照表計上 額を超え ないもの
満期保有目的 の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和6年度					令和7年度				
	貸借 対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借 対照表計 上額が取 得原価を 超えるも の	うち貸借 対照表計 上額が取 得原価を 超えない もの	貸借 対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借 対照表計 上額が取 得原価を 超えるも の	うち貸借 対照表計 上額が取 得原価を 超えない もの
そ の 他 の 金 銭 の 信 託	32,118	32,926	△ 808	467	△ 1,276	31,395	32,396	△ 1,000	614	△ 1,614

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

(3) デリバティブ取引等

(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

①金利関連取引

該当する取引はありません。

②通貨関連取引

該当する取引はありません。

③株式関連取引

該当する取引はありません。

④債券関連取引

該当する取引はありません。

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
総資産経常利益率	0.14	0.17	0.03
純資産経常利益率	2.31	2.54	0.23
総資産当期純利益率	0.13	0.14	0.01
純資産当期純利益率	2.11	2.14	0.03

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
貯貸率	期 末	12.91	13.29	0.38
	期中平均	13.17	13.30	0.13
貯証率	期 末	30.58	32.41	1.83
	期中平均	30.84	33.03	2.19

(注) 1. 貯貸率(期 末)＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率(期 末)＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

■ 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めたものの、運用資産のリスク・アセットが増加した結果、令和8年3月末における自己資本比率は、13.62%となりました。

■ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	三重県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	286億円（前年度286億円）

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	三重県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	401億円（前年度401億円）

当会におけるリスク管理とは、「経営戦略や業務方針の達成に対する不確実性の要因、すなわちリスクを、当会として許容できるレベルまで調整し、そのために必要な施策を行うこと」であり、そうした取り組みによって「当会経営の安定性を確保し、期待される役割発揮が可能な状態を維持すること」を目的としています。

このような考え方を踏まえ、具体的な取り組みとして、影響度が大きく計量可能な財務上の諸リスクを中心に、統合的なリスクの把握と管理を行っています。この統合的なリスク管理において総体的に捉えたリスクを、自己資本をベースとする経営体力と比較・対照することによって、自己資本の充実度の評価を行っています。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資または非累積的永久優先出資にかかる会員資本の額	124,796	125,164
うち、出資金および資本準備金の額	68,752	68,752
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	58,502	58,781
うち、外部流出予定額（△）	2,458	2,369
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,675	5,690
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	5,675	5,690
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額（イ）	130,471	130,854
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツにかかるものを除く。）の額の合計額	17	15
うち、のれんにかかるものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツにかかるもの以外の額	17	15
繰延税金資産（一時差異にかかるものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目にかかる10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異にかかるものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目にかかる15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異にかかるものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本にかかる調整項目の額（ロ）	17	15
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	130,454	130,839

V 自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	913,034	949,906
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	9,985	10,435
資本フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	923,019	960,341
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ) / (二)）	14.13%	13.62%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しています。
 なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を採用しています。
 また、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては標準的計測手法を採用しており、算出に使用するILMIについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳 (単位：百万円)

	令和6年度			令和7年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	3,369	—	—	4,587	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	140,853	—	—	172,736	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	4,507	1,032	41	4,512	1,083	43
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	61,996	—	—	62,250	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	602	120	4	903	180	7
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	2,520	252	10	2,517	251	10
我が国の政府関係機関向け	60,546	6,054	242	46,808	4,680	187
地方三公社向け	6,202	361	14	6,168	354	14
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	1,120,405	230,279	9,211	1,086,644	228,712	9,148
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	47,014	14,754	590	54,112	18,276	731
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	341,759	190,344	7,613	323,372	194,879	7,795
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	16,063	13,489	539	16,823	14,132	565
（うちトラランザクター向け）	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	48	32	1	28	23	0
（うち自己居住用不動産等向け）	27	19	0	19	13	0
（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	21	13	0	9	9	0
（うちその他の不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	—	—	—	—	—	—
劣後債権およびその他の資本性証券等	14,135	14,135	565	13,303	16,629	665
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	5,445	424	16	4,508	190	7
自己居住用不動産等向けエクスポージャーにかかる延滞	5	0	0	5	0	0
取立未済手形	262	52	2	250	50	2
信用保証協会等による保証付	1,509	150	6	1,288	126	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	17,069	17,069	682	17,615	22,900	916
上記以外	143,397	345,221	13,808	146,913	350,634	14,025
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他の外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものにかかるエクスポージャー）	12,524	31,310	1,252	13,133	32,832	1,313
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー）	117,951	294,878	11,795	117,951	294,878	11,795
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー）	785	1,964	78	660	1,651	66
（うち総株主等の議決権の100分の10を超える議決権を保有している他の金融機関等にかかるその他の外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の100分の10を超える議決権を保有していない他の金融機関等にかかるその他の外部TLAC関連調達手段にかかるエクスポージャー）	9,865	14,798	591	12,206	18,309	732
（うち上記以外のエクスポージャー）	2,271	2,270	90	2,961	2,961	118
証券化	836	167	6	572	114	4
（うち適格STC証券化要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち適格短期STC証券化要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	836	167	6	572	114	4
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	86,595	93,845	3,753	104,462	114,960	4,598
（うちルクスルー方式）	86,595	93,845	3,753	104,231	114,382	4,575
（うちマંデート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	231	577	23
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	2,028,133	913,034	36,521	2,016,274	949,906	37,996
CVARリスク相当額÷8%（簡便法）	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	2,028,133	913,034	36,521	2,016,274	949,906	37,996
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a			オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		
	9,985	399		10,435	417	
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a			リスク・アセット等(分母)合計 a		
	923,019	36,920		960,341	38,413	

V 自己資本の充実の状況

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,985	10,435
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	399	417
BI	6,656	6,956
BIC	798	834

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
 4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMIは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

2. 信用リスクに関する事項

■ リスク管理の方針および手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクのことです。当会は信用リスクを、収益獲得に際し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけ、とりわけ貸出金の信用リスクについては、内部格付制度に基づく適正なポートフォリオ運営・管理および収益管理を行うことにより、適切に管理しています。

信用リスク取引にかかる経営戦略に基づく年間の対処方針、運用方針等は、理事長以下で構成する企画会議またはALM委員会において審議のうえ、理事会において決定しています。また、理事長以下で構成するリスク管理委員会を毎月開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容を把握するとともに、状況に応じて対応方針を協議・決定しています。

与信審査については、営業部門から独立した審査所管部を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信先等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等にとまなう損失を最小限に抑え適正なリターンを確保を図っています。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

- 実質破綻先・破綻先に対する債権について、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を個別貸倒引当金として計上しています。
- 破綻懸念先に対する債権について、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を個別貸倒引当金として計上しています。
- 要注意先（要管理先含む）・正常先に対する債権について、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んだ額を一般貸倒引当金として計上しています。

(注)「予想損失額」とは、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定したもののことです。

■ 標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチ・レーティングス（Fitch）

②リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

V 自己資本の充実の状況

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和6年度					令和7年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国	内	1,879,185	263,405	433,844	—	5,450	1,830,996	300,623	415,781	—	4,513
国	外	58,579	—	58,579	—	—	75,460	—	75,460	—	—
地域別残高計		1,937,764	263,405	492,424	—	5,450	1,906,456	300,623	491,241	—	4,513
法人	農 業	5,826	5,826	—	—	75	5,681	5,681	—	—	120
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	30	30	—	—	—	100	100	—	—	—
	製 造 業	72,627	28,725	40,449	—	979	65,645	30,095	31,459	—	29
	鉱 業	239	239	—	—	239	233	233	—	—	233
	建設・不動産業	56,720	35,788	16,538	—	3,776	59,353	37,829	17,506	—	3,767
	電気・ガス・熱供給・水道業	44,845	11,150	33,392	—	21	41,678	11,008	30,459	—	21
	運輸・通信業	54,531	20,398	29,271	—	—	54,467	19,137	30,070	—	—
	金融・保険業	1,411,800	93,979	156,785	—	—	1,364,193	128,738	144,394	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	76,943	46,168	29,540	—	352	67,089	44,394	21,443	—	335
	日本国政府・地方公共団体	202,849	20,681	181,938	—	—	234,986	23,098	211,394	—	—
	上 記 以 外	8,104	227	4,507	—	0	9,254	154	4,512	—	0
個 人		188	188	—	—	5	150	150	—	—	5
そ の 他		3,056	—	—	—	—	3,621	—	—	—	—
業種別残高計		1,937,764	263,405	492,424	—	5,450	1,906,456	300,623	491,241	—	4,513
1 年 以 下		1,143,352	43,418	45,516	—		1,048,363	44,212	19,675	—	
1年超3年以下		102,562	42,399	60,163	—		127,812	43,058	84,753	—	
3年超5年以下		140,349	58,148	82,200	—		128,697	56,032	72,665	—	
5年超7年以下		54,641	22,528	32,113	—		56,022	28,714	27,308	—	
7年超10年以下		55,726	25,133	30,592	—		40,021	22,103	17,918	—	
10 年 超		273,782	34,046	239,735	—		303,592	36,773	266,818	—	
期限の定めのないもの		167,350	37,730	2,102	—		201,946	69,728	2,102	—	
残存期間別残高計		1,937,764	263,405	492,424	—		1,906,456	300,623	491,241	—	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

59ページをご覧ください。

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和6年度							令和7年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償 却	個別貸倒引当金					貸出金 償 却	
		期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高		期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高		
				目的 使用	その他					目的 使用	その他			
法人	農 業	65	58	－	65	58	－	58	104	－	58	104	－	
	林 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	水 産 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	製 造 業	－	589	－	－	589	－	589	24	275	313	24	－	
	鉱 業	239	226	－	239	226	－	226	220	－	226	220	－	
	建設・不動産業	3,754	3,745	－	3,754	3,745	－	3,745	3,730	－	3,745	3,730	－	
	電気・ガス・熱 供給・水道業	21	21	－	21	21	－	21	21	－	21	21	－	
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	卸売・小売・飲 食・サービス業	124	119	－	124	119	－	119	112	－	119	112	900	
	上 記 以 外	67	60	－	67	60	－	60	52	－	60	52	－	
個 人	6	5	－	6	5	－	5	5	－	5	5	－		
業 種 別 計		4,277	4,827	－	4,277	4,827	－	4,827	4,272	275	4,551	4,272	900	

(注) 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。
 2. 洗替表示となっています。
 3. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

V 自己資本の充実の状況

(3) 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	令和6年度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		信用リスク・ アセットの額	リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
現 金	0	3,369	—	3,369	—	—	0
我が国の中央政府および中央銀行向け	0	140,853	—	140,853	—	—	0
外国の中央政府および中央銀行向け	0～150	4,507	—	4,507	—	1,032	23
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	61,996	—	61,996	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	602	—	602	—	120	20
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	2,520	—	2,520	—	252	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	60,546	—	60,546	—	6,054	10
地方三公社向け	20	6,202	—	6,202	—	361	6
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	20～150	1,108,465	11,940	1,108,444	11,940	230,279	21
(うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け)	20～150	35,376	11,637	35,376	11,637	14,754	31
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	20～150	336,287	6,416	334,932	5,471	190,344	56
(うち特定貸付債権向け)	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	45～100	15,250	831	15,087	813	13,489	85
(うちトランザクター向け)	45	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	20～150	48	—	36	—	32	89
(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	27	—	27	—	19	70
(うち賃貸用不動産向け)	30～150	—	—	—	—	—	—
(うち事業用不動産関連向け)	70～150	21	—	8	—	13	150
(うちその他不動産関連向け)	60	—	—	—	—	—	—
(うちA D C向け)	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等	150	14,135	—	14,135	—	14,135	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	50～150	606	75	606	17	424	68
自己居住用不動産等向けエクスポージャーにかかる延滞	100	0	—	0	—	0	100
取立未済手形	20	262	—	262	—	52	20
信用保証協会等による保証付	0～10	1,509	—	1,502	—	150	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株 式 等	250～400	17,069	—	17,069	—	17,069	100
上 記 以 外	100～1250	143,397	—	143,397	—	345,221	241
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものにかかるエクスポージャー)	250～400	12,524	—	12,524	—	31,310	250
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー)	250	117,951	—	117,951	—	294,878	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー)	250	785	—	785	—	1,964	250
(うち総株主等の議決権の100分の10を超える議決権を保有している他の金融機関等にかかるその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の100分の10を超える議決権を保有していない他の金融機関等にかかるその他外部T L A C関連調達手段にかかるエクスポージャー)	150	9,865	—	9,865	—	14,798	150
(うち上記以外のエクスポージャー)	100	2,270	—	2,270	—	2,270	100
証 券 化	-	836	—	836	—	167	20
(うち適格S T C証券化要件適用分)	-	—	—	—	—	—	—
(うち適格短期S T C証券化要件適用分)	-	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	-	—	—	—	—	—	—
(うちS T C・不良債権証券化適用対象外分)	-	836	—	836	—	167	20
再 証 券 化	-	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	86,595	—	86,595	—	93,845	108
未 決 済 取 引	-					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-					—	
合 計 (信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額)	-					913,034	

(単位：百万円)

項 目	令和7年度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ウェイト の加重平均値 (%)	
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
現金	0	4,587	－	4,587	－	－	0
我が国の中央政府および中央銀行向け	0	172,736	－	172,736	－	－	0
外国の中央政府および中央銀行向け	0～150	4,512	－	4,512	－	1,083	24
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	0	62,250	－	62,250	－	－	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	903	－	903	－	180	20
国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	10～20	2,517	－	2,517	－	251	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	46,808	－	46,808	－	4,680	10
地方三公社向け	20	6,168	－	6,168	－	354	6
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	20～150	1,037,324	49,319	1,037,321	49,319	228,712	21
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	20～150	36,074	18,037	36,074	18,037	18,276	34
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	318,419	6,185	317,612	4,952	194,879	60
（うち特定貸付債権向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向けおよび個人向け	45～100	16,023	820	15,855	800	14,132	85
（うちトランザクター向け）	45	－	－	－	－	－	－
不動産関連向け	20～150	28	－	25	－	23	92
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	19	－	19	－	13	68
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	－	－	－	－	－	－
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	9	－	6	－	9	150
（うちその他不動産関連向け）	60	－	－	－	－	－	－
（うちADC向け）	100～150	－	－	－	－	－	－
劣後債権およびその他資本性証券等	150	13,303	－	13,303	－	16,629	125
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	229	70	229	12	190	79
自己居住用不動産等向けエクスポージャーにかかる延滞	100	0	－	0	－	0	－
取立未済手形	20	250	－	250	－	50	20
信用保証協会等による保証付	0～10	1,288	－	1,267	－	126	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－
株式等	250～400	17,615	－	17,615	－	22,900	130
上記以外	100～1250	146,913	－	146,913	－	350,634	239
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	－	－	－	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものにかかるエクスポージャー）	250～400	13,133	－	13,133	－	32,832	250
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー）	250	117,951	－	117,951	－	294,878	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー）	250	660	－	660	－	1,651	250
（うち総株主等の議決権の100分の10を超える議決権を保有している他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の100分の10を超える議決権を保有していない他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段にかかるエクスポージャー）	150	12,206	－	12,206	－	18,309	150
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	2,961	－	2,961	－	2,961	100
証券化	-	572	－	572	－	114	20
（うち適格STC証券化要件適用分）	-	－	－	－	－	－	－
（うち適格短期STC証券化要件適用分）	-	－	－	－	－	－	－
（うち不良債権証券化適用分）	-	－	－	－	－	－	－
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	-	572	－	572	－	114	20
再証券化	-	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	104,462	－	104,462	－	114,960	110
未決済取引	-					－	
他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-					－	
合計（信用リスク・アセットの額）	-					949,906	

V 自己資本の充実の状況

(4) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後の エクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度												
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%							その他	合計
我が国の中央政府および中央銀行向け	140,853	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	140,853
外国の中央政府および中央銀行向け	200	2,005	1,002	-	-	-	-	-	-	-	-	1,299	4,507
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	0%	10%	20%	50%	100%	150%						その他	合計
我が国の地方公共団体向け	61,996	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61,996
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	602	-	-	-	-	-	-	-	-	-	602
地方公共団体金融機構向け	-	2,520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,520
我が国の政府関係機関向け	-	60,546	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60,546
地方三公社向け	4,392	-	1,809	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,202
	0%	20%	30%	50%	100%	150%						その他	合計
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%					その他	合計
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	1,065,360	54,024	-	-	-	1,000	-	-	-	-	-	0	1,120,384
（うち、第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	500	45,513	-	-	-	1,000	-	-	-	-	-	-	47,014
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%					その他	合計
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%				その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	73,521	167,633	25,493	-	-	72,252	-	-	-	-	-	1,503	340,404
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100%	150%	250%	400%								その他	合計
劣後債権およびその他資本性証券等	-	14,135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,135
株式等	-	-	17,069	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17,069
	45%	75%	100%									その他	合計
中堅中小企業等向けおよび個人向け	-	234	9	-	-	-	-	-	-	-	-	15,657	15,901
（うちトラザクター向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連のうち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	23	0	27
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%		その他	合計
不動産関連のうち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	70%	90%	110%	112.50%	150%							その他	合計
不動産関連のうち事業用不動産関連向け	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	8
	60%											その他	合計
不動産関連のうちその他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100%	150%										その他	合計
不動産関連のうちADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	50%	100%	150%									その他	合計
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	440	142	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	624
自己居住用不動産等向けエクスポージャーにかかる延滞	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	0%	10%	20%	100%								その他	合計
現金	3,369	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,369
取立未済手形	-	-	262	-	-	-	-	-	-	-	-	-	262
信用保証協会等による保証付	-	1,502	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,502
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(単位：百万円)

項 目	令和7年度												
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%							その他	合計
我が国の中央政府および中央銀行向け	172,736	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	172,736
外国の中央政府および中央銀行向け	200	2,509	1,003	-	-	-	-	-	-	-	-	799	4,512
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	0%	10%	20%	50%	100%	150%						その他	合計
我が国の地方公共団体向け	62,250	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	62,250
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	903	-	-	-	-	-	-	-	-	-	903
地方公共団体金融機構向け	-	2,517	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,517
我が国の政府関係機関向け	-	46,808	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46,808
地方三公社向け	4,393	-	1,774	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,168
	0%	20%	30%	50%	100%	150%						その他	合計
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%					その他	合計
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	993,727	77,980	13,932	-	-	1,000	-	-	-	-	-	-	1,086,640
（うち、第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	500	38,679	13,932	-	-	1,000	-	-	-	-	-	-	54,112
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%					その他	合計
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%				その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	56,610	151,023	23,253	-	-	90,084	-	-	-	-	-	1,593	322,565
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100%	150%	250%	400%								その他	合計
劣後債権およびその他資本性証券等株式	-	13,303	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,303
	-	-	17,615	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17,615
	45%	75%	100%									その他	合計
中堅中小企業等向けおよび個人向け	-	218	9	-	-	-	-	-	-	-	-	16,427	16,655
（うちトランザクター向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連のうち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	16	0	19
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%		その他	合計
不動産関連のうち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	70%	90%	110%	112.50%	150%							その他	合計
不動産関連のうち事業用不動産関連向け	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	6
	60%											その他	合計
不動産関連のうちその他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100%	150%										その他	合計
不動産関連のうちADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	50%	100%	150%									その他	合計
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	101	140	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	241
自己居住用不動産等向けエクスポージャーにかかる延滞	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	0%	10%	20%	100%								その他	合計
現金	4,587	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,587
取立未済手形	-	-	250	-	-	-	-	-	-	-	-	-	250
信用保証協会等による保証付	-	1,267	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,267
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

V 自己資本の充実の状況

(5) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイトの 区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,458,965	17,502	97%	1,475,778	1,391,204	40,332	99%	1,430,828
40%～70%	169,069	33	100%	169,075	152,133	13,954	100%	166,060
75%	25,621	131	100%	25,752	23,361	126	100%	23,488
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	15,116	698	97%	15,650	15,868	691	97%	16,421
90%～100%	74,210	892	61%	73,404	91,383	1,287	51%	91,233
105%～130%	—	—	—	—	—	—	—	—
150%	14,179	5	100%	14,185	13,310	—	—	13,310
250%	17,069	—	—	17,069	17,615	—	—	17,615
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	0	1	100%	2	90	1	100%	91
合 計	1,774,233	19,264	95%	1,790,918	1,704,968	56,395	98%	1,759,050

3. 信用リスク削減手法に関する事項

■ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保付取引について、信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、金融機関、カバード・ボンド発行体、第一種金融商品取引業者、保険会社およびこれら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

V 自己資本の充実の状況

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和6年度			令和7年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	4,392	—	—	4,393	—
金融機関、第一種金融商品取引業者 および保険会社向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	2,805	—	20	1,803	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	5	—	—	5	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞等向け （自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	7	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーにかかる延滞 証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	3,305	—	—	3,309	—
合 計	5	10,503	—	32	9,506	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

■ 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手順の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、取引相手に対する有価証券等の引渡しまたは資金の支払いをその反対取引に先立って行う取引です。

当会では、派生商品取引および長期決済期間取引に関して、以下の方針に基づき管理を行っています。

○派生商品取引

「余裕金運用方針」および「運用基準」において、先物、オプション取引の運用枠および1回の購入限度額、ロスカット基準等を設定し、保有有価証券の価格下落リスクヘッジ、取得予定有価証券の価格上昇リスクヘッジ等の目的で実施しています。

○長期決済期間取引

原則行いません。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

該当する取引はありません。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

V 自己資本の充実の状況

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

■ リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会では、適切なリスク管理のもと、証券化取引を運用手段の一つとして継続的な活用を図っています。なお、当会は、証券を購入する投資家の役割であり、他の役割（オリジネーター、サービサー信用補完の提供者等）を担うことはありません。また、証券化取引は、信用リスク、金利リスク、ならびに証券化エクスポージャー固有の構造上の特性や裏付け資産等に起因するリスクを有しており、証券の保有額は、当会が格付ごとに個別に定める保有限度額内で管理しています。

■ 体制の整備およびその運用状況の概要

証券化エクスポージャーについてのリスク特性および構造上の特性、ならびに証券化エクスポージャーの裏付け資産についてのリスク特性およびその状況を継続的に把握するために必要な体制を整備しています。また、投資決定時に市場環境および投資案件にかかる妥当性の分析・評価を行うとともに、投資期間中には定期的なモニタリングを実施し、投資案件の時価評価、格付状況ならびに裏付け資産の内容等を把握し、リスク管理委員会に報告しています。

■ 信用リスク・アセット額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

■ 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

■ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による所要の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチ・レーティングス (Fitch)

■ 内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

■ 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

■ 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		令和6年度		令和7年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住 宅 ロ ー ン	—	—	—	—
	自 動 車 ロ ー ン	242	—	69	—
	そ の 他	594	—	502	—
	合 計	836	—	572	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住 宅 ロ ー ン	—	—	—	—
	自 動 車 ロ ー ン	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

V 自己資本の充実の状況

(2) リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト 区分	残高	所要自己 資本額	リスク・ウェイト 区分	残高	所要自己 資本額
令和6年度						
オン・バランス	0～15%未満	—	—	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	836	6	100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—	250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—	400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	836	6	合 計	—	—
オフ・バランス	0～15%未満	—	—	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	—	—	100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—	250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—	400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—
令和7年度						
オン・バランス	0～15%未満	—	—	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	572	4	100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—	250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—	400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	572	4	合 計	—	—
オフ・バランス	0～15%未満	—	—	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	—	—	100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—	250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—	400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

(3) 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額
該当する取引はありません。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当する取引はありません。

6. CVAリスクに関する事項

- CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVAまたは簡便法をいう。）の名称および各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しており、主に派生商品取引が対象となります。

- CVAリスクの特性およびCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針およびヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化にともなう時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえでを行っています。

7. マーケット・リスクに関する事項

当会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額にかかる額を不算入としています。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

- リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、オペレーショナル・リスクに含まれる種々のリスクのうち、とりわけ重要である事務リスク管理について、事務ミス発生時に速やかに経営層まで発生状況・原因等を報告し、再発防止策を講じる取り組みや事務処理堅確化の一助となる各種要領・マニュアル等の整備を進め、事務ミス発生の未然防止を図る取り組みを行っています。

- BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。

V 自己資本の充実の状況

■ ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

■ オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

■ オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

9. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

■ 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手順の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、出資等または株式等エクスポージャーに関して、以下の方針に基づき管理しています。

○その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については、市場リスク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。

○外部出資勘定の株式または出資

外部出資勘定の株式または出資については、個別に出資先等の財務状況、当会との関わり合い等を考慮したうえで、適切にリスク管理を行っています。

(1) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	18,637	18,637	25,913	25,913
非 上 場	104,769	104,769	104,770	104,770
合 計	123,406	123,406	130,683	130,683

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却にともなう損益

(単位：百万円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
335	35	－	687	79	－

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
7,282	642	13,344	202

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する評価損益の額はありません。

10. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	86,595	121,557
マンドート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	－	577
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	－	－

V 自己資本の充実の状況

11. 金利リスクに関する事項

■ 金利リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば貸出金、有価証券、貯金等）が、金利変動にともない損失を被るリスクのことで、具体的には資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。

当会におけるリスク管理方針および手続については以下のとおりです。

○リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。

○リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会のもと自己資本に対するIRRBBの比率の管理を行っています。また、収支シミュレーションの分析を行いリスク削減に努めています。

○金利リスク計測の頻度

四半期末（6月末、9月末、12月末、3月末）を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しており、当結果をリスク管理委員会、理事会および経営管理委員会に報告しています。

■ 金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ΔEVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

○流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.13年です。

○流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

○流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

○固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

○複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

○スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

○内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。

○前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、運用資産の短期化によるものです。

○計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

■ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

○金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

○金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点）
特段ありません。

■ 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク				
	Δ EVE		Δ NII	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
上方パラレルシフト	42,435	40,620	5,192	5,552
下方パラレルシフト	0	0	0	0
スティープ化	31,502	30,654		
フラット化				
短期金利上昇				
短期金利低下				
最大値	42,435	40,620	5,192	5,552
	令和6年度		令和7年度	
自己資本の額	130,454		130,839	

- (注) 1. 「 Δ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
 2. 「 Δ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
 3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
 5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

Ⅵ 役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額 (注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員 (注1) に対する報酬等	76	12

(注1) 対象役員は、経営管理委員7名、理事4名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

①役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(構成：三重県等から選出された委員5人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

②役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等^(注1)」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額^(注2)以上の報酬等を受ける者^(注3)のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいません。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めています。

(注2) 「同等額」は、令和7年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

(注3) 令和7年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

3. その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

JA三重信連のご案内



令和7年7月に新設移転した新JA三重ビル

■本店
〒514-0004
三重県津市栄町一丁目960番地
TEL 059-229-9023



総合エントランス

索引

このディスクロージャー誌は農業協同組合法第54条の3にもとづき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに掲載しています。

■ 法定開示項目（単体）農業協同組合法施行規則 第204条、第207条

I 概況および組織に関する事項

- 1 業務の運営の組織…………… 31
- 2 理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名………… 31
- 3 事務所の名称および所在地…………… 32
- 4 特定信用事業代理業者に関する事項…………… 32

II 主要な業務の内容

- 1 主要な業務の内容…………… 28

III 主要な業務に関する事項

- 1 直近の事業年度における事業の概況…………… 7～8
- 2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標
 - ①経常収益…………… 53
 - ②経常利益又は経常損失…………… 53
 - ③当期剰余金又は当期損失金…………… 53
 - ④出資金および出資口数…………… 53
 - ⑤純資産額…………… 53
 - ⑥総資産額…………… 53
 - ⑦貯金等残高…………… 53
 - ⑧貸出金残高…………… 53
 - ⑨有価証券残高…………… 53
 - ⑩単体自己資本比率…………… 53
 - ⑪剰余金の配当の額…………… 53
 - ⑫職員数…………… 53
- 3 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標
 - ①主要な業務の状況を示す指標…………… 53～54
 - ②貯金に関する指標…………… 55
 - ③貸出金等に関する指標…………… 55～59
 - ④有価証券に関する指標…………… 59～60

IV 業務の運営に関する事項

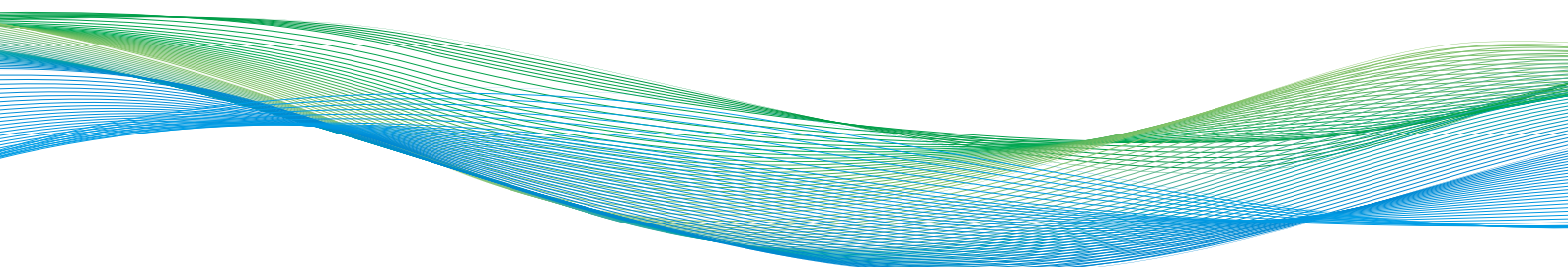
- 1 リスク管理の体制…………… 24
- 2 法令遵守の体制…………… 20
- 3 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための
取組状況…………… 26～27
- 4 苦情処理措置および紛争解決措置の内容…………… 21

V 直近2事業年度における 財産の状況に関する事項

- 1 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書
…………… 36,37,39
- 2 債権にかかる額およびその合計額
 - ①破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当する債権… 58
 - ②危険債権に該当する債権…………… 58
 - ③三月以上延滞債権に該当する債権…………… 58
 - ④貸出条件緩和債権に該当する債権…………… 58
 - ⑤正常債権…………… 58
- 3 元本補填契約のある信託にかかる債権に関する事項… 59
- 4 自己資本の充実の状況…………… 65～88
- 5 取得価額又は契約価額、時価および評価損益
 - ①有価証券…………… 61～62
 - ②金銭の信託…………… 62～63
 - ③デリバティブ取引…………… 63
 - ④金融等デリバティブ取引…………… 63
 - ⑤有価証券関連店頭デリバティブ取引…………… 63
- 6 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額…………… 59
- 7 貸出金償却の額…………… 59
- 8 会計監査人の監査…………… 52

VI 役員報酬体系

- 1 役員等の報酬体系…………… 89～90



編集 三重県信用農業協同組合連合会 経営企画部

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目960番地

TEL 059-229-9020

<https://www.jamie.or.jp/shinren>